

平成13年12月14日(金曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成13年12月14日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年12月14日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
18	医療制度改革について	小泉内閣は構造改革に大きな柱として、医療制度の改革を進めようとしているが、そのなかみは医療費の自己負担引き上げ、保険料率の引き上げ、老人保健該当年齢の引き上げなど国民に痛みをおしつける内容となっている。市長は4万市民の命と健康を守る立場から、この改革をどのように受けとめ、対処しようとしているのか	16番 佐藤 暘子	市 長
19	再び中学校給食の実施について	食をめぐる安全性や、子供達の心身の変化が大きな社会問題となっている昨今、改めて学校給食の重要性が問い直されている。県内においても中学校給食を実施すると決めた自治体や実施の方向を打ち出している自治体が増えている。寒河江市においても実施に向けて取り組むべきと思うがどうか		教育委員長
20	行政一般について	土地価格について「公益性」の考慮で公開とされた横浜地裁判決と情報公開条例の運用について	18番 内藤 明	市 長
21	教育行政について	学校教育法施行令「改正」と障害児教育について		教育委員長
22	情報公開の推進について	情報の積極的な公開について 外郭団体の情報公開の推進について	15番 伊藤 諭	市 長
23	開かれた審議会・委員会の改革について	委員の委嘱基準の策定について 審議会・委員会の公開について		市 長

24	公立小中学校の少人数学級について	8月に県知事が2、3年以内に全小中学の全学年で、一クラスの生徒を概ね30人とする方針を示した。それに対し県教委が学年別に段階的に導入することを検討している旨を明らかにしました。それ等への本市の対応はいかに	5番 荒木春吉	教育委員長
25	保健行政について	健康日本21への対応について (イ)健康計画の策定について (ロ)健康計画に温泉を活用した健康づくりを位置付けることについて 温泉を利用した健康サービスについて (イ)65歳以上のサービスについて (ロ)50歳から64歳までのサービスについて	20番 那須稔	市長
26	住民基本台帳ネットワークシステムについて	現在の進捗状況と戸籍抄本・戸籍謄本との関連について ICカードへの付加価値の持たせ方について ICカードの身分証明としての活用について		市長

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号18番、19番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

最終日の最初の質問でありますので、実りの多い回答が得られますよう、当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

私は、日本共産党と4万市民を代表し、通告順に質問をしてまいります。

最初に、小泉内閣が構造改革の柱として実施しようとしている医療改革についてお伺いいたします。

今、日本は、不況、企業倒産、リストラ、失業、就職難と、先の見えないやみの中で不安な毎日を過ごしております。小泉内閣が発足して半年がたちましたが、この間、景気は回復するどころかさらに悪化し、失業率は戦後最悪の5.4%とふえ続けているのです。

小泉内閣は、現状を打開するために行財政改革を断固としてやり抜くと、国民に痛みを押しつける路線を次々と打ち出しております。その大きな柱となるものが医療改革です。

厚生労働省の医療改革案は、一つ、サラリーマンなどの加入する医療保険の給付率を現在の8割から7割に引き下げ、医療費の本人負担を現行2割から3割へ引き上げる。

二つ、健康保険の保険料は現在、月収の8.5%を労使で折半し、ボーナス分については0.8%を労使で折半することになっています。それをボーナスも含めた総収入に課税し、さらに保険料の税率も引き上げることにしています。

三つ目、70歳以上の人の医療費の上限を廃止する。70歳以上の高齢者は現在、老人保健に加入し、医療費は原則1割となっています。外来については、1カ月の医療費に上限があり、病院への支払いは月3,000円から5,000円、診療所では1回800円を4回まで払うことになっていますが、今出ている案では、1カ月の医療費の上限を廃止し、70歳から74歳までについては順次国民健康保険に移し、老人保健の該当年齢を75歳以上に引き上げようとしています。

四つ目、老人医療費の総額抑制ということで、高齢者医療費の伸びを抑制するために4から5%の上限を設け、それを超えると、2年後には医療機関への診療報酬を削減するというものです。

これらの改革案に対しては国民の反対が強いため、実施を取りやめたものや実施時期を明確にしないものなどがあります。小泉首相は、保険料の引き上げは2003年度から実施、医療費の3割負担についても時期を見て実施すると言っていますが、2003年度中に実施する公算が強いと思われます。現に、公明党の冬柴幹事長は、「2003年度から実施することを与党3党で決定している」と明言しています。

この改革が実施されれば、高齢者にとっては現在の10倍もの医療費を払わなければならない人が出てきます。複数の病気を抱え、治療を受けている高齢者にとっては深刻な問題です。

ことし1月、70歳以上の高齢者の医療費が値上げされたばかりです。さらに、10月からは介護保険料が100%徴収され、国民年金などの低収入で暮らしている高齢者にとっては死活問題です。

小泉首相は、2003年度から実施するとしていますが、この改革が実施されれば、医者にかかれぬ人が出てくるのではないかと心配されます。高血圧や糖尿病など慢性疾患のある方は、治療の中断が命取りになります。ボーナスカットや賃下げなど深刻な情勢の中、サラリーマンなどの現役世代にとっても、今回の改革は大変な痛みです。

厚生労働省が3年ごとに行っている国民生活基礎調査では、95年から98年にかけて、25歳から64歳までの現役世代の有訴者……これは病気やけがなどで自覚症状のある人のことですが、その割合が増加する一方、通院者の

割合が減っているという結果が出ています。それは、97年に小泉厚生大臣のときに導入された健康保険本人の2割負担が、受診抑制に大きな影響を与えたことを示しています。

この医療改革による患者負担は4,000億円と見込まれており、その分受診抑制になると厚生労働省は試算しています。

医療保険制度は、本来国民が安心して医者にかかることができるようにつくられた制度です。どこの自治体でも、早期発見・早期治療を進めていますが、この改革により、医療費を心配して医者に行けない人や必要な治療を受けられない人が出てくるのではないかと心配されます。症状が悪化し、逆に医療費を引き上げる悪循環になるのではないのでしょうか。

さらに、保険料の滞納者がふえ、医療証の交付を受けられない人がふえてくるのではないかと心配されますが、市長は今回の医療改革をどのように受けとめ、この制度から取り残されてしまう人たちの命と健康をどのように守っていくお考えなのか、お伺いいたします。

政府はこの改革を実施する理由として、「高齢社会になり、高齢者の医療費の伸びが著しいので医療にお金がかかるようになる。医療費にお金がかからないようにすると同時に、高齢者からも応分の負担をしてもらう」と言っています。高齢者からすれば、長生きすることが罪のように受け取れる内容です。高齢になれば、体のあちこちに支障が出て、医療の世話になるのは当然のことです。

国は、保険財政の悪化を理由に、国民に負担を押しつけてきました。サラリーマンの負担について見てみますと、1983年までは本人の負担は初診時の800円のみでした。それが翌年の84年から1割負担となり、97年には2割負担、今回の改定では3割負担にしようとしているのです。

反面、医療保険への国庫負担率は減り続け、国民健康保険では1984年に国の負担を45%から38.5%に引き下げ、92年には政府管掌健康保険への負担が16.3%から13%に引き下げられました。老人保健では、83年の44.9%から2000年には33.9%と、1割以上も削られているのです。

小泉首相は、「三方一両損」などと言っていますが、負担がふえるのは健康保険加入者、患者、医療機関であり、国や製薬会社がすっぱりと抜けているのです。抜けているだけでなく、これまで徐々に国の負担を減らし続け、最後には国民の健康を守るべき責任すら放棄しようとしているのです。

医療改革を言うのであれば、国が予算の使い方を見直しし、国庫負担分をもとに戻し、国民が安心して医療を受けられる制度にすべきだと思いますが、市長は市民の命と健康を守る責任者として国に働きかけていくべきだと思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、改めて中学校給食の実施について、教育委員長に伺います。

初めに、食生活をめぐる問題点と教育としての学校給食について伺います。

私たちの命の源となる食の安全が近年、殊に脅かされています。数十年前までは、私たちの食べる食材はほとんど国内産で、安全性について問題になるようなことはほとんどありませんでした。ところが、最近は野菜や果物、肉や魚に至るまで、店頭に並ぶ食材の約70%が外国産で占められています。私たち消費者は、気がつかぬ間に残留農薬に汚染された農産物や遺伝子組み換えなどの食べ物を食べているのです。

国民栄養調査では、国民の食生活はここ47年間で糖質と脂質が倍増し、その結果肥満傾向も20年前の120%にふえ、高脂血症は2,500万人、糖尿病は1,370万人と、健康障害が目立ってふえてきていることが報告されています。

食環境の変化は、子供たちの心身にも大きな変化となってあらわれてきました。1人で食べる子供が急速にふえ、その食事内容は食品の種類が少なく、栄養バランスにも問題があります。また、社会経済のひずみは家庭の中にも入り込み、昼夜を問わぬ変則勤務などで、一家団らんや家族そろって食事をする機会が奪われています。

また、受験勉強で夜遅くまで起きている子供たちは、朝の目覚めも悪く、朝食抜き、排便なしで登校し、不調を訴えるなど、生活のリズムは乱れたままになっているのです。

日本体育大学の正木名誉教授は、「近ごろの子供の前頭葉に変形が見られるようになっている」と報告しています。食品添加物が20種類以上も入っているとされるコンビニ弁当や、ファーストフードを好きなときに好きなだけ食うといった子供たちには、食の自立と食管理ができず、その結果、脳の変形、4人に1人のアレルギー、常にいらいら、すぐにキレてしまうといった体や心のゆがみとなってあらわれてきていると指摘しています。

食の安全性や食生活の乱れは、さまざまな要因が複雑に絡み合っているものと思われます。核家族化の進展で、昔の習慣や伝統を伝えることが難しくなってきたことや、外食産業や輸入食品の増加、母親の社会進出などなど単純ではなく、家庭の教育力や親の責任を迫るだけでは解決できない問題だと思います。

平成9年9月に文部省の諮問機関である保健体育審議会が出した答申の中の「学校給食の今日的意義について」では、「食の乱れが問題になっている今こそ小・中学校の義務教育期間内にしっかりした食生活を体験させ、体にいいもの、悪いもの、伝統の料理や旬の味覚などを体で覚えさせることが成長期の子供たちの心身の発達にとって重要であるばかりでなく、生涯を通して健康な体を維持していくための基礎となるものである」と、食教育の重要性を指摘し、「学校給食は、栄養バランスのとれた食事、食についての衛生管理などを体験しつつ学ぶなど、食に関する指導の生きた教材として活用することが可能である」と、学校給食を教育の一環として位置づけているのです。

教育委員長は、学校給食の今日的意義についてどのような見解を持っておられるか。昨年6月の遠藤議員の質問に引き続き、再度お伺いいたします。

さて、12月9日、ハートフルセンターを会場に、「西村山母親大会」が開催されました。今回は、「子供の健康と学校給食」というテーマで講演とシンポジウムが行われました。

講演会の講師は、埼玉県草加市で「子供の健康と学校給食を考える会」で活動している菅 千代子さんでした。この方は、草加市の小学校で給食の調理師をしている方ですが、人口23万人の草加市で、小学校22校、中学校11校の給食2万600食がそれぞれの学校で直営で実施されているそうです。給食の内容も、卒業式バイキング、複数の献立から選び予約するセレクト給食、学年が違う兄弟学級での交歓給食、お年寄りを招いてのふれあい給食、リクエスト給食など、各学校で行事に合わせた楽しい給食を実施しているそうです。

小学校の低学年の生活科の授業では、農家から届いた枝豆をもらったり、トウモロコシの皮をむいたり、給食を授業に取り入れている学校もあるそうです。食器もアルマイトから強化磁器食器にかえ、地元の新鮮な野菜を取り入れるなど、安全で安心な給食に心がけているということでした。

草加市の学校給食は、つくる人の姿や顔が見え、子供たちの声や要望が反映され、父母や生産農家も加わって、地域と一体となった学校給食を実践していることが報告されました。ちなみに、地元の農産物を取り入れることで3億円が地元還元されるそうです。

子供たちの健やかな成長を願い、父母と学校・地域が一体となって豊かな学校給食を実施しているところがふえてきています。県内13市の中では、上山、尾花沢など新たに実施に向けて準備を進めている市や、前向きに検討しているところがふえています。

寒河江市の教育委員会は、実施を求める母親の願いに対して、「子供の体と健康保持にかかわる食に関することは、家庭や親の権利と責任で管理すべき」と、一刀両断のもとに切り捨てています。しかし、子供たちの置かれている現状を踏まえ、親たちの声に真摯に耳を傾け、実施に向けた検討をすべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御案内のように、国民健康保険を初めとする医療保険は、急速な高齢化の進展、経済の低迷、医療技術の進歩等による環境の変化によりまして、大変厳しい状況でございます。

私は、国民健康保険の保険者として、市民の健康増進と医療確保及び医療費増高の抑制のため、さまざまな保健事業を積極的に実施するなど、効率的な事業運営と健全財政の維持に努めてまいりました。しかしながら、本市の国保財政においても、経済の低迷による国民健康保険税の減収や、高齢化による老人保健拠出金の伸びにより、大変厳しい状況になっていることは御案内のとおりでございます。

全国市長会では、これまで給付と負担の公平を図り、安定した医療を確保するため、国に対して医療保険制度の一本化等について要請してまいりました。しかしながら、政府・与党社会保障改革協議会の中間報告では、一本化の方向づけすら明らかにされていないとして、全国市長会は去る11月15日、重ねて医療保険制度改革等に関して決議をするとともに、平成14年度国の施策と予算に関する要望をまとめ、政府、国会等に実行運動を展開いたしました。

御案内のように、11月29日には、政府・与党社会保障改革協議会におきまして、医療制度改革大綱を策定いたしました。御案内のとおりでございます。

その中で、医療制度改革の基本的視点ということと将来方向、それから保健・医療システムの改革、医療改革、診療報酬、薬価基準の改革、医療保険制度の改革、高齢者医療制度の改革等六つの方向性が示されたところございまして、先ほどもお話がございましたけれども、そういう大綱の中の一つには、70歳以上の自己負担率を完全定率、一定割合負担とするとか、あるいは老人保健制度の対象年齢を段階的に引き上げて、最終的に75歳以上にするとか等というものが含まれておるわけでございます。

医療制度改革の中心的な課題は、保険料、患者負担、公費という限られた財源の中で、将来とも良質な医療を確保し、持続可能な皆保険制度に再構築しようというものであり、医療保険制度のあり方、保険料のあり方、患者負担のあり方、公費のあり方について見直しを進めることになっておりますが、現段階では具体的な制度改革の内容等が示されておりませんので、どのような影響が出てくるのか、不明確な状況でございます。

全国市長会では、国民健康保険の保険者として、医療制度改革が国保の被保険者及び市民にとってよりよい制度改革になるよう、次のようなことにつきまして要望いたしております。

そのうちの一つは、老人保健制度の対象年齢を70歳から75歳以上へ引き上げることになれば、70歳から74歳までの被保険者をそれぞれの医療保険で抱えることになり、その対象者の大半が国保の被保険者であるため、国保の運営が一層困難になることが強く懸念されることから、対象年齢の引き上げを行わないこと。

二つは、国民健康保険財政の悪化には、国保が他の保険と比べて高齢者や無職者の被保険者が多いという構造的な問題があります。このことを踏まえまして、国保財政の財政基盤を強化し健全化を図るため、国の責任と負担のもとに十分な実効性のある措置を講じること。

そして、3点目としましては、老人保健医療費拠出金の算定について、老人加入率の上限撤廃及び退職者医療制度による負担の見直しを老人保健制度の対象年齢の引き上げにはかかわりなく実施すること。

そして、四つとしましては、将来にわたり安定的に医療を確保するため、老人医療費のみでなく、健康対策強化を含め、医療費全体の適正化を図ることなどでございます。

医療制度改革大綱は、市長会で要望している内容との食い違いもありますので、市長会の中で、市民のためになる制度とするため、より一層努力してまいりたいと考えております。

本市では、これまでハートフルセンターを拠点といたしまして、乳幼児から高齢者まで、疾病予防から早期発

見・早期治療を図るため、各種健康教育や健康相談、健康診査などを実施してまいりました。

特に、長寿・高齢社会を迎えた今日、市民1人ひとりが生涯を通じて健康で生き生きとして暮らせることが肝要であり、健康で生活できる期間、すなわち健康寿命の延伸を図ることが重要でございます。寝たきりや死亡の大きな原因の一つになっているのが、悪性新生物、いわゆるがん、それから心疾患、脳血管疾患など生活習慣病と言われるものでございます。

このため、本市におきましては、生活習慣病の予防を保健施策の重要課題に位置づけ、禁煙教室、ヘルシーライフ教室、それから健康ウォーキング講座など、生活習慣病予防と「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を目的とした健康教育を実施いたしております。

また、人間ドックを初めとした各種健康診査の実施による生活習慣病の早期発見・早期治療、さらにはその検査結果に基づいたハイリスク者に対する重点的な事後指導として、高脂血予防教室、それから高血圧予防教室などを実施し、生活改善指導を行うなど、市民の健康保持・増進に鋭意努力いたしているところでございます。健康で生きがいを持って、楽しく過ごすことが一番の幸せだと思っております。

健康・保健事業というものを精力的に推進してまいりましたが、今後なお一層の充実を図りながら、市民の自発的な健康づくりを支援する施策の充実に努めてまいる考えであります。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校の給食の実施についてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されるものであり、良質で安全な食事を提供することが最も重要な課題であると考え、本市では小学校において完全給食を実施しております。

言うまでもなく、最近の食生活の変貌の中で、摂取する食事内容や栄養の偏り、食材料の安全性など、今日の食の乱れは、子供のみならず、すべての人間にとって健康と栄養を考える上で危惧すべきものがあると思われま

す。食と健康に関して、望ましい食材料や食事、栄養摂取のあり方、食習慣の形成などは、基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものと思われま

す。そこで、教育委員会としては、学校給食に関しての食の安全性について申し上げます。

学校給食の食材料の調達には、山形県教育委員会による学校給食業務要項に基づき行われております。本市教育委員会としては、各学校において、できるだけ地元の業者で、施設衛生面や食材の取り扱いが良好で、衛生上も十分信用できる業者から購入しているところで

す。また、食材の選定に当たっても、 unnecessaryな食品添加物が添加された食品、内容や製造関係が明らかでないものは使用しないようにするとともに、可能な限りにおいて新鮮で衛生的な食材、有機・無農薬もしくは減農薬によって栽培された安全性の高い食材を購入するように努めているところであります。

食に対する安全意識の高まりは、人間の健康と命を守るために好ましいことではありますが、学校給食は毎日の食事の一部であり、殊さら学校給食だけが強調されるものではないと考えられます。

このような中でも、特に学校給食が教育の一環として位置づけられておりますことから、本市教育委員会としては、小学校の完全給食を通じて良質で安全性の高い、また安全性の確認できるものを食材料として確保し、衛生的な中でおいしい給食を提供するよう心がけているところであります。

このように、学校給食の重要性は十分に認識するとともに、引き続き家庭への通信、連絡などを通じて、保護者への啓蒙普及も図ってまいりたいと考えております。

次に、中学校における完全学校給食の実施の動向についてでございますが、県によってまとめられた学校給食基本調査によりますと、県内におけるここ3年の間の中学校完全学校給食実施校は増加しているとの情報は寄せられておりませ

ん。本市中学校における完全学校給食実施の可否についての考えということでございますが、これまで幾度か申し上げてきたところであり、これまでと変わった段階にはありません。

本市教育委員会では、平成12年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童・生徒の食生活に関する諮問を行いました。この検討委員会では、児童・生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努めたところであり、ことし7月に「これからの食と健康に関する指導のあり方について」、提言を答申として受けたところで

す。これらの提言を受け、今後、学校保健委員会などの場において、教諭のみならず、保護者の方々を対象に報告や指導に努めるほか、広く市民を対象とした講演会などを開催し、学校だけでなく、家庭においても望まれる食生活について、その指導と啓蒙普及に努めていく考えであります。

また、学校5日制の実施ともあわせ、親子の触れ合いや家庭の教育力を高めることが求められており、家庭における食と栄養などの語らいや、食事・弁当の準備などを通じて、健康管理や食嗜好の改善・指導、子供の自立心の育成を図るなどの目的が達せられるものと期待しております。

したがって、これまで申し上げたように、小学校における完全給食の実施を含め、中学校においてはミル

ク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して、家庭や保護者への啓蒙普及、指導を重ねることにより、学校給食の目標を達成できるものと考えております。御理解いただきたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1問に対して答弁をいただきました。ありがとうございました。

市長も、このたびの医療改革については、非常に市町村自体も大変になるし、保険加入者の負担も大変になるということで、認識は一致しているというふうに思います。

市長会などでも、70歳から74歳までの国保への加入についてはやめてもらいたいというようなことを要望している。そしてまた、医療費についても、国保への国の負担をふやすようにというようなことを要望しているというふうなことを今伺ったところですけども、やはりこういう声をもっと上げていかなければならないのではないかとこのように思います。

今、政府から出されている案にしましても、国民の反対あるいは医療関係者などの反対などもありまして、一部案を引っ込めたもの、そしてまた時期を明確にしないものなどがあるわけです。ですから、やはりこういう反対といいますが、これはうまくないのではないかとというような声をもっともっと大きくしていくことによって、この制度を改めさせることができるのではないかと私たちは考えているところです。なお一層の、市長のこういう医療改革に対する意見を国に対しても申し上げていくという決意をしていただきたいというふうに思います。

さて、寒河江市の状況ですけども、今も景気の低迷などによって市民の生活は非常に大変になってきているわけです。そこで、保険料の滞納者などがふえてきているというふうに思います。今回の決算の状況などを見ましても、前年度よりも滞納の額がふえているというふうなことも出ております。

それで、国保料の滞納をするというふうになりますと、納期限内に納めなければ医療証が交付されないというふうな事態になっているわけです。これはもう国の方で、そうしなければならないという義務規定が課されたわけで、納期限内に納めない人については短期医療証とか、あるいは資格証明書というような形で、短期の医療証または資格だけがあるんだよということで、医者にかかった場合には全額窓口負担をしなければならないというふうな状況になっているわけです。

寒河江市の場合どれくらいの滞納者がいて、そして短期医療証あるいは資格証明書というものがどれくらい発行されているのか。そして、そういう方というのは、一度そういうふうにして短期の医療証を受け取ったとしても、納めなければまたそういうことを繰り返さなければならないというふうに思うんですが、そういう方に対しての指導とか援助とか、そういうものがどうなっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、給食についてですけども、大泉教育委員長が就任されてから大分なるわけですね。平成9年ですが、就任されたのは。それから私は二度質問をしております。また、同僚議員も質問したということで、大泉教育委員長には5回、この給食問題に対して質問をしているわけですけども、一貫して答えは同じということなんです。もう時代は変わってきているんですね。（「21世紀」の声あり）もう21世紀です。

小学校……学校給食が発足した当時とは、その考え方も質も変わっているのでないかと教育委員長はおっしゃいましたけれども、今はそういう給食が発足した当時とは違うかもしれませんけれども、また別の意味でいろいろな食物や、食の豊かさが言われている中でも食の貧困といいますが、きちっとした食事ができない、バランスがとれない、そして子供たちの心身にも大きな影響を及ぼしている。そういう中で、学校給食の必要性、そして教育としての学校給食ということが出てきたのだというふうに思います。

基本的には家庭で子供の食事のことは見る必要があるという考え方は、私も同じです。ですけども、今そういう時代の背景の中で、やっぱり家庭だけを責められない状況になってきているんです。共働きをしなければならないというような家庭、そして変則勤務の中で子供に十分な弁当をつくってやれないというような家庭もふえております。父子家庭もおります。そういう家庭の中で、そういう状況を見越して、学校給食が教育として意義があるのでないかということを保健体育審議会の方では答申をしているわけですね。

そのことに教育委員長はそのとおりだというふうに思われているのかどうかですね。そういう認識がまず一番

大事だというふうに思います。それが基本でないかと思うんですけども、今の教育委員長の答弁の中では、そういうことすら認めないというような感じに私は受け取れたわけです。

それから、私たち母親大会の中でシンポジウムも聞いてきたんですけども、その中で、シンポジストになった方は中学校の養護教諭ですとか、病院の栄養士をしている方、そして農業を営んでいる方、そういう方々にいろいろな話を聞いたわけですけども、中学校の養護教諭からは、やっぱり今、子供たちが朝気分が悪いといって保健室に飛び込んでくる。どうしたのだというふうに聞いてみると、御飯を食べてこなかったというようなことがあるということなんです。母親はどうしているんだというふうに調べてみたんですけども、何も格別に問題のある母親ではないんだけど、小さな町工場朝早くから働いていると、そういう母親を責めるわけにもいかないというようなことですとか、また女の子で、テスト勉強があるので夜夕食をとらないで何日も勉強していたと、それでお腹が痛いといって来たので、どうしたのかと聞いたら、やっぱり不規則な食事で便秘になっていたというような、今の中学生の実態が、食の乱れが報告されました。

また、病院の栄養士からは、病気の人の職歴などを見てみると、子供のころからの食生活が非常に大きく影響しているようだ、子供のときからバランスのとれた食事をするのが大切なのでないかというような意見も出されました。

また、母親の代表からは、自分は共稼ぎをしているんだけど、残業などで帰りが遅くなる。だけれども、両親がいて、子供の面倒を見てくれて、食事の支度をしていてくれるから私は勤めに出られると。おばあさんの料理は非常にレパートリーが広くて、いろいろな季節の野菜を取り入れて、伝統的な食事なんかもしてくれている。それが私には助かっているのだと。だけれども、子供たちに弁当を持たせるということになると、忙しくてそういう手のこんだ弁当はつくれない、勢い既製品に偏ってしまうと、だから私は子供たちに申しわけないと思っています。小学校では手づくりのおいしい給食を食べさせてもらっている。中学校でもぜひそういう給食をしてもらいたいのだというような声があったわけです。

私は、このシンポジウムの中で、いろいろな立場のいろいろな方の意見を聞くことができました。やっぱり、お母さんたちの中には、食について非常に熱心に考えている方もありますし、また意外とそういうことは気にしないというようなお母さんもいらっしゃいます。ですから、考え方とかいろいろいるわけですけども、そういう方たちでも共通していることは子供が健やかに成長してくれること、そういうことなんです。

ですから、今「学校給食と教育のあり方について」というものの中でも、そういうお母さんたちの思いも、また社会的なそういう背景も包み込んで、今の子供たちが将来的にも健康で生きていけるような力をつけること、それが給食のあり方ではないかということを行っていると思うんです。

今、この辺でも、長井市なんかでもレインボープランでつくった地元の有機野菜を取り入れて給食に使っているというようなことで、食に対する考え方というのは非常にみんな変わってきていると思うんです。ですから、いつまでも同じような考えに固執するというのではなくて、やっぱり今の現状、今の子供たちの置かれている現状というものも認識をする必要があるのではないかとこのように思います。

そういう点で、もう一度お尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

松田英章健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

まず、国保税の滞納状況というようなことですが、平成11年度が 512世帯ありましたが、平成12年度においては 569世帯というようなことになっております。あと、滞納繰越額については、平成12年度が1億2,013万 6,900 円というふうな数字になっております。

それからあと、滞納者への保険給付の制限というふうなことですが、これは御案内のとおり、平成12年4月1日に法が改正になりまして、国民健康保険の被保険者証については、滞納した場合には返還を求めるものとするというふうな義務規定に改正されたというふうなことがございます。

それを受けまして、本市でも実施要綱をつくりまして対応しておりますけれども、これは保険証の更新に合わせて実施しておりますが、本年の9月の保険証の更新時に実施をいたしました。9月ではまだ1年未満の滞納というふうなことでしたので、短期保険証というふうなことで対応しております。その短期保険証ですが、6カ月の期間の短期保険証ですが、104名の方に短期保険証を交付したというふうなことでございます。

その後、この保険証の有効期間が終了するのが平成14年2月になりますけれども、この時期までにこの滞納者に対する措置として、特に納税相談等を積極的に実施しながら対応しておりますので、できるだけ納めていただくというふうなことでも今いろいろ努力をいたしておりますので、そのままであれば2月には、納めていないとすれば資格証明書交付というふうなことになりますけれども、そういうふうにならないようにというふうなことで、今いろいろな形での滞納相談等を実施をしているというふうなことでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 子供たちがいい食材を食べながら健全に育つことというのは、私も心から願っているところ
であります。

それから、議員がおっしゃいましたように、非常に大変で食事もつくってやれないような家庭もあるというこ
とも認識しております。今の大変というのはどの程度.....いろいろな意味であると思えますけれども、それから
食材料がいろんな面で危険なものも多く出回っているということも認識しております。

学校給食を中学校で行ったとすると、学校週5日制の中では約180日です。今、3食全部食べるとすれば
1,100日ぐらいになりますね、ちょっとざっと計算して。大体6分の1というふうなことになります。我々は、や
っぱり小学校で.....さっき言ったようにちゃんとああいうふうな学校給食の意義に沿ってやって、中学校では6
分の1をそれだけ学校でつくって与えるというふうなよりも、先ほども言いましたけれども、家庭の啓蒙という
ふうなものを図ってやった方がずっといいのではないかというふうに考えているわけです。

私、高等学校の教員を長くやりましたけれども、中学校まで給食やって、高等学校ではちょっとその辺のコッ
ペパン買ったり、ダイエットに走ったりして昼食やらないというふうな、それよりも小学校ではきちっと給食や
り、中学校ではいろんな啓蒙として弁当なんかもちきちっと持って行って、それで引き続き高等学校の方にずっと
伸ばしていくというふうな、そういうふうな方が、私は少年時代のそういうような若い時代を健康に過ごす、あ
るいは一生健康に過ごすためのもをつくるという意味では非常にいいのではないかというふうに思っておりま
す。(「そうだ」の声あり)

それから、私は東京あたりはわかりませんが、コンビニ.....何ですか、はじめてでないというようなことで、
ちょちょっとみんな子供ら食べているなんていうふうなことをお聞きして、非常に大変だなというふうに思いま
すけれども、寒河江市内は非常に安定した地域だと思います。非行なんかも少ないし、それだけ親なんかもそう
いうふうな子供の栄養なんかも考えて弁当もつくれるというふうな、そういうふうな素地もきちっとあるのでは
ないかというふうに思います。

今それを壊していくよりも、やっぱり啓蒙を図りながらやっていった方が、将来の子供の健康維持にはいいの
ではないかというふうに考えております。これは教育委員会としてもそういうふうにご考えておったところでござ
います。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 やはり、滞納者がふえている、そして短期医療証も 104名いるということで、これは市民の命と健康にとっては今非常に大変な危機的な状況にあるのではないかというふうに思います。

市の方でもいろいろ配慮しながら、資格証明書というふうにならないように指導しているんだというふうなことがありましたけれども、やはりこういう滞納者に対する相談ですとか、きめ細かにやっていただきたい。

そして、こういう人たちは、もし医者にかかれなようなことになってしまえば、命をなくしてしまうというふうなおそれもあるわけですね。ですから、こういう指導をきちっとやっても、やはり納め切れない人、そういう方はいるというふうに思うんです。保険料を納められない、そういう方もいると思います。そういうときには、やはり医療保護というようなことなども考えながら、保険料を納められなくて命を落としてしまったというようなことにならないように、ぜひ配慮をしていただきたいというふうに思います。

また、病気にならないように予防するというのも、一番これは大切なことだというふうに思いますので、やはり年寄りになっても体を動かして体力をつけておく、そういうことが大切だと思います。

どこの村だったかちょっと記憶にないんですけども、この前テレビでやっていたのを私今思い出したんですが、村全体でそういう高齢者の方たちのスポーツ教室のようなことをずっとやっていると。そうしますと、運動をした人と運動をしない人との間の医者にかかる率が非常に違うというんですね。スポーツをしている人は、医者にかからなくて自分の健康を保持できるというふうなデータが出ていたということを見てテレビで見ました。ですから、やはりそういう健康管理、体力づくりということにも重点を置いていっていただきたいというふうに思います。

それから、今、大泉教育委員長から答弁がありましたけれども、5日制になって学校給食は 180 日しかないのだと、食事の回数の6分の1にすぎないというようなことがありましたけれども、この間のシンポジウムの中でお話が出されたんですけども、小・中学校のときの食事をきちっとしたものにしてしまうと、そのときの食の感覚ですとか、また模範的な食事というものはこういうものなんだというようなことが体で覚えられると。やはり、家の中でそんなにちゃんとした食事をしていなくても、給食で栄養のバランスのとれた、そして見た目にもきれいなそういう食事を体験すれば、それが一生その人の体にしみついて、そういうことが大事なんだという認識が植えつけられるのだというようなことを言っていた方がおりました。

それから、こういう給食についてもいろいろ勉強をしていく必要があるのではないかと私は思ったわけです。このシンポジストになった藤島町で農家をしている方というのは、学校給食の残飯を醗酵させたえさで養鶏をしているのだということでした。その人が言うには、中学校の女の子はやはり太ることを気にして給食を残す人が多いと。だけれども、その給食の味といいますか、地元の野菜とか、それから旬の野菜の味とかそういうものは、残したにしても、やはり大人になって自分たちがいろんな病気をしたりなんかしたときに、食事を日本食に変えなきゃいけないというようなことがあった場合には、その味にまた戻れると、復帰できるということなんですね。ですから、やはりきちんとした食事というのは、残してもとにかくそういう味を覚えさせる、その味覚を覚えさせるというようなことは大事なことなんだということを言っていました。

また、藤島町では、学校給食センターが古くなって建てかえをしなきゃならないと。それで、そのときにいる民間にした方がいいというような意見とか、直営でやるべきだというような意見とかさまざまあって、議論が百出したそうです。ですけども、議会の方では特別委員会を設置して、半年かけて勉強会をしたと、その中でいろいろなことがわかってきたというんです。ですから、そういう.....私たちも机上の論議をするだけでなく、現場に行ってその実施しているところを見るとか、生産者のところを回ってみるとか、そういう勉強も一緒にすべきでないかというふうに思うんです。

本当に子供たちが健康で、将来的にもその健康を維持していける、幸せな生活を送れるようにするためにほど

うすればよいのかということをおみんなで考えていく必要があるというふうに思いますけれども、その点教育委員長はどのようにお考えになるのかお尋ねして、最後にいたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 議員がおっしゃるように、やっぱりみんなで勉強しなくちゃならないというふうに私も思っております。

以上です。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号20番、21番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しております課題について、市長並びに関係当局に御質問を申し上げます。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いをしておきたいというふうに思います。

なお、通告番号20の市の重要事業については、平成10年度の重要事業として確認し、その後実施計画にも移され、ここ何年か予算措置もされながら、特定した一部の反対者がいることによって地元の理解が得られないとして、これまで見送られてきた国道458号、平塩地内の交通安全施設整備事業についてただ予定でございましたが、この間当局において速やかに、しかも精力的に対応され、過日、担当課長より県に対して事業に着手する旨の意思表示を行ったとする報告をいただきまして、私の質問する内容がなくなりましたので、市長と担当課の御尽力に深甚なる謝意をあらわし、質問は割愛させていただきたいと思っております。

質問に入りますが、まず最初に、土地価格について公益性を考慮して公開とされた横浜地裁判決と本市の情報公開条例の運用についてお伺いいたします。

私は、これまで情報公開をめぐる議論の中で、公共事業における土地買収などの情報については、つまり公益性があるものについては一般的なプライバシーの概念とは異なり、先進的な例に倣って公開すべきであることを主張してまいりました。

しかし、本市の情報公開条例の運用は、去る3月定例会の一般質問の市長答弁をまつまでもなく、用地事務の情報本来他人が知り得るものでない個人や法人の内部事情に関するものが多く、その公開に当たっては個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならず、公開により交渉当事者である地権者との信頼関係を破壊するようなことがあってはならないとし、要するに相手方のプライバシーを保護し、信頼関係を失わないようにする必要から、公開はしないとするものであります。

そうした理由から、議会における土地開発公社によって先行取得された土地や移転補償費などについて市で買収する際の予算審議は、予算の根拠となるものが全く示されなかったために、まさに形骸化したものになってしまいました。私たちは、こうしたやり方は市民との信頼関係を損なうことになり、議会には秘密会もあることを提起しましたが、そのことも受け入れられず、土地買収の予算措置が妥当かどうかの判断する素材すらない中で、予算案は多数で可決されたのであります。

繰り返すこととなりますが、こうした考え方による条例の運用では大きな矛盾を抱えることとなります。公有地の拡大の推進に関する法律、つまり公拡法による土地の取得は非開示で、一方自治法第96条第1項第1号による議決事件による土地の取得の場合は、法の規定によって、一定の面積や金額を超えればいや応なしに公開とされてしまいます。

本来、個人のプライバシーという概念は、公拡法であっても自治法のもとであっても同じはずであります。また、それは土地の価格や面積の大小で違うものであってはならないと考えます。

さて、こうした土地価格の公開をめぐる、非公開としたのはおかしいと主張したかながわ市民オンブズマンの大川隆司弁護士が横浜市を相手取り、非公開処分取り消しを求めた訴訟で、99年1月、横浜地裁は原告の主張を認め、処分取り消しを命じています。これは、横浜市が非公開とした「代替地一覧表」、「資産明細表」のうち、土地単価と帳簿価格の公開を命じるものであります。

争われていたのは、横浜市が代替地として利用する土地の一覧表である「代替地一覧表」の中の所在地、単価と市の土地開発公社が先行取得した土地の一覧表である「資産明細表」のうち、資産名欄の地番部分、所在地、帳簿価格を非公開としたことによるものであります。

裁判の中で、所在地と資産名欄の地番については、市側からこれらを記載した証書が提出されましたが、残りの単価と帳簿価格の非公開が焦点となっておりました。横浜市の非公開の理由は、次のようなものであります。

1点目は、個人情報に該当するというもので、所在地が公開されると土地の売買の相手方の個人が識別され、単価や帳簿価格を公開すると個人のプライバシーが侵害されることを理由にしています。

2点目は、単価や帳簿価格が公開されると、法人の土地取引に関する個別契約内容が明らかになり、法人の事業活動に支障が生ずるという理由です。

そして3点目は、非公開とした情報を公開すると、土地売買の契約の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の用地買収に支障を来すことを挙げております。本市が盾にしている非公開理由とほぼ同じであります。

ところで、その判決について、当時の1月26日の毎日新聞は、「土地価格公開、横浜市に処分取り消し命令」と見出しをつけ、次のように報じております。

「市と市の土地開発公社が持っている土地の一覧表を公開請求したが、市側は土地を売った人と価格が他人に知られ、今後の用地取得にも支障が出るとの理由で、土地の所在地と価格欄を公開しなかった。所在地については、提訴後、市側が、事業化されるまで市民開放など有効利用する必要があるなどの理由で公開した。岡光裁判長は、『プライバシー保護の必要性は低い。悪用のおそれは取るに足らず、既に公開している川崎市などでは支障が出ていない』と市側の主張を退けた」としております。

そこでお尋ねしますが、本市の運用と逆に、非公開処分の取り消しを認めた、この横浜地裁判決に対する市長の率直な見解をお伺いしたいと思います。

また、この判例は、今後の行政運営に重要な位置を占め、大きな変化をもたらすものと思われま。私は、こうしたことを受けて、本市の情報公開条例も早急に見直しを行う必要があると思えます。土地価格などの情報について公開請求があった場合、どのように対応される考えか、あわせてお伺いしたいと思います。

次に、学校教育法施行令改正と障害児教育について教育委員長にお尋ねをいたします。

文部科学省は、「21世紀の特殊教育のあり方」の最終報告を受け、その内容に即した形で就学手続の見直し、就学指導委員会のあり方などに関しての法令の見直しに着手しています。特に、就学手続の見直しについては、今年度中に施行令を改定し、2003年度から実施すると言われております。

この見直しの内容は、1、医療科学技術の発展に伴い、学校教育法施行令22条の3に規定している障害の程度等について見直す。2、同施行令に該当する子供でも合理的理由があれば普通学校へ就学を特例として認める。3、文部省309号通達の執行に伴い検討されている特殊学級、通常の学級において教育すべき児童・生徒の対象範囲について新たに示す。というものであり、さきの最終報告の基調は、あくまで障害とは治療・克服すべきもので、障害児は障害の種類、程度、特性に応じた教育が必要であるため、特例として普通学級への就学を認めるものとしております。

報じられている内容を見る限りでは、問題なのは、一つは、自分のことは自分でやれる介助が必要でない子に限って普通学級へ通うことを認める。二つは、医療的ケアを必要とする子供や障害が重複している子供、対人関係に著しい問題のある子供などについては、普通学級へ通うことは問題があるとしていることでもあります。

この方針は、先ほど申し上げましたように、「21世紀の特殊教育のあり方」の最終報告の内容に従って出されたものと言われ、障害児に新たな差別、選別を生み出す危険性が極めて大きいと指摘せざるを得ません。

ところで、今現在は、必要な場合は介助をつけながら普通学級に通っている子供たちは、全国的に確実にふえ続けております。私は、みんなと一緒に地域で生きたい、学びたいというのは、子供や家族にとって当たり前の願いであり、この願いは人として基本的な権利であると考えます。そして、学校教育の中で差別をなくしていくべきだと考えております。

ユネスコのサラマンカ宣言を見るまでもなく、国際的にはインクルージョンという考え方が主流になっていきます。それは、障害の有無によらず、すべての子供を対象として1人ひとりの特別な教育ニーズに応じて教育を行

うべきであるという考え方で、つまりいろんな子の違いを認めた上で、すべてを包み込んでいくような教育がなされなければいけないということだと理解をしております。しかし、今回の改定は、明らかにそのことに逆行しております。

そこで伺いますが、本市の障害児教育の現況は、学校教育法施行令によって定められた基準はありますけれども、世の流れに従って、実際の就学に関しては障害の程度、種類にかかわらず、本人や親の希望で地域の学校に就学することが可能になっているものと思いますが、改めて現行制度における本市の概要をお尋ねして、こうした政府の方針に教育委員会はどのような見解を持たれているのか、伺いたいと思います。

また、それは地方分権法によって、障害児教育に対する責任が地方自治体の教育委員会に変わることに関連し、統一的な規制に乗り出したという見方もあるようであります。しかも問題なのは、政令の改定という形で規制することになり、政令の改定は法案として国会に上程されないために、文部科学省の作業の上に閣議決定され、国民の多くは知らないままに決まっていくことになり、分権法の趣旨に反すると思います。教育の地方分権という視点で教育委員会の所見をお尋ねして、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公共事業の用地業務の情報公開に関しまして、これまでいろいろ論議を重ねてまいったところでございます。私は、情報公開に当たりましては、条例にもありますとおり、公開を求める市民の権利が十分に尊重されるよう条例を解釈し、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をするというのが実施機関としての市長の責務かと考えておるところでございます。

また、公共事業は市民の税金で賄われているものであり、市民にとって関心のあるところであるとは思いますが、幾ら市民の関心ごとであるとはいえども、個人情報を全く保護しなくともいいということにはならないと考えておるところでございます。

さて、平成11年1月26日に毎日新聞に掲載になった、横浜地方裁判所で出された横浜市所有代替地価格等について、市が非公開とした決定に対する処分取り消し命令判決記事についてでございます。これは、平成9年12月に提訴されたものと聞いており、平成11年1月25日に横浜地裁の判決が出されたことに対してのものであるようでございます。

これとほぼ時期を同じくして、国の公共事業機関の集まりである中央用地対策連絡協議会において、国の情報公開法に基づき個々の用地関係情報に関して情報公開請求がなされた場合における対応についての基本的な考え方を整理しておくために、「用地取得に伴う情報開示に関する調査研究報告書」をまとめております。

平成11年5月にその報告書が完了しております。報告書の中でも横浜地裁の判決について取り上げておりますが、そのような中でもこの判決があるから開示するという結論にはなっておりません。また、この判決後の各機関における情報公開の考え方も、今のところこの報告書に沿って運用している状況でございます。

議員も御案内かと思いますが、裁判所の判決というものは、あくまでも特定の訴訟事件に対する判決でありますので、この判決をもってすぐにすべての事例に当てはめることはできないのではないかと考えております。

現に中央用地対策連絡会の調査報告書でも取り上げている別の事例で、平成10年12月に東京高裁で示された判決では、「開示することによって、同種の公共事業において自己の私的経済活動に係る情報を開示されることを恐れて、用地買収に応じない者があらわれることも予想され、他の同種の公共事業の円滑な執行に支障が生ずることにもなる」との判断がなされた判決もでございます。

用地事務情報に関する裁判所の判例が極めて少ない中で、このように二つの相反した事例が存在することを考えますと、御指摘ありました毎日新聞の記事のような内容が、今の時点では社会的に定着しているとは言えない状況なのではないかと考えております。

また、土地買収価格等の情報公開に関する考え方は、国・県・市町村を問わず、個人のプライバシー保護の観点から、今のところ全国的に非公開という考え方が一般的となっており、土地価格等について全面的に公開されるということの考え方は、今の時点ではまだ社会的なコンセンサスを得ている状況にないのではないかと考えております。それだけに、相手のプライバシーを保護し、また信頼を失うことのないようにする必要があるのでないかと思っておるところでございます。

ところで、横浜地裁の判決を踏まえてということになるのだと思いますが、現在の各機関の状況として、国では直轄事業に関する用地買収単価の情報開示方法について、また地方建設局単位で組織されております地区用地対策連絡会でも、補償基準の情報開示に向けて検討するような方向にあると聞いておるところでございます。

将来、状況の変化などにより、土地価格等に関する情報公開が可能となる環境が整い、市民が広くそうしたことを受け入れられるようになるまでは、現時点では土地価格等の情報の公開に当たりましてはこれまで同様、一

定の制約をつけざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。
以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、学校教育法施行令改正と障害者教育についてお答えいたします。

障害があるため小学校や中学校の通常の学級における教育では十分な教育効果を期待できない児童・生徒に対しては、その障害の状態や発達段階、特性等に応じてよりよい環境を整え、その能力を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会参加し、自立することを支援していくための特別な教育の仕組みが用意されております。

このような学校教育の一つの分野を特殊教育としております。具体的には、特殊教育諸学校と言われる盲学校、聾学校、養護学校及び小・中学校における特殊学級や、通級指導によって行われている教育であります。

本市での特殊教育に関しての就学指導についてですが、障害を持つ児童・生徒の障害の種類や程度、発達の状況、特性等に応じた適切な教育を行うために、1人ひとりの状況を的確に把握し、どのような指導目標のもとに、どのような内容を、どのような方法で、どのような場で行うのが最適かを慎重に検討して行っております。

中でも、本市教育委員会での就学指導は、単に児童・生徒の障害の状況等の要因だけによらず、保護者との相談を重ね、家庭の状況や保護者の子育ての方針などをお聞きしながら、保護者との共通理解に立った上で就学が行われるよう進めてきており、可能な限り総合的な配慮を講じて行っているところであります。

小・中学校の特殊学級に在籍している児童・生徒の学習活動の状況についてですが、その子供の個別の状況に対応し、特殊学級内での学習・生活にとどまることなく、普通学級に加わって行う交流学习を数多く取り入れるなど、可能な教科や分野については、健常児との交流・触れ合いの機会を日常的に数多く持つように進めているところです。

次に、学校教育法施行令改正の動きに関してということでございますが、21世紀の特殊教育のあり方についての調査研究協力者会議から、今後の特殊教育のあり方などに関する最終報告がなされたことに伴い、今後、学校教育法施行令の改正が予定されているものと考えられます。

しかしながら、本市教育委員会では、政令の改正に関する通知などはまだ届いていない状況であり、必ずしも的確なお答えを申し上げる段階にはございません。

現在把握している状況によれば、これまでの特殊教育は、障害に着目する余り、養護学校義務化などの通常の学校・学級とは分離した方法による教育が中心に考えられてきた面があることから、今後は日常的な通常の学級との交流学习を初め、個に配慮した手立てを講じながら、普通学級でも可能な場合は普通学級の中でも障害児への教育ができるよう改正が行われるものと聞いており、決して障害者を分別するものではないと考えています。このことは、障害を持つ児童・生徒と健常児との触れ合いの機会をより多く持つことができるようになるものでもあります。

本市教育委員会としては、これまで行ってきたように、保護者との相談を重ねながら、個に配慮した就学指導や学習を一層進めていく考えであります。

最後に、学校教育法施行令の改正等により国が一律の基準のようなものを示すことは、地方分権化の流れの中でこれに逆行するものではないかということでございますが、さきに述べましたように、それらに関連する連絡等は来ていませんので、具体的な見解を申し上げる状況にはございません。

確かに、21世紀の特殊教育のあり方についての調査研究協力者会議の最終報告には、学校教育法施行令第22条の3で規定している養護学校等に就学すべき児童・生徒の障害の基準の見直しが提言されております。

しかし、その基準は現在も設けられておりますが、本市教育委員会としては、単にその基準のみによって就学指導を行ってきたということではございません。これまで県などの関係機関と協議しながら、障害を持つ子供の身体的な程度や状況だけによることなく、家庭や保護者の状況や要望等を十分にお聞きしながら就学を決定してきたところであり、今後ともそのように進めていきたいと考えているところです。

したがって、国において一定の考え方は示されるものと思われませんが、それによって一律に市町村の就学指導が縛られるということにはならないものと考えられます。今後とも、そのような考えで、障害を持つ児童・生徒1人ひとりの状況に対応した教育体制を進めていく考えであります。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 1問にお答えをいただいたわけでありますけれども、こうした判例が示されても、さほど現状としては変わった見解は出てきていないようであります。

市長おっしゃるように、裁判というのはそれそのものによって争われる事例が違うわけでありますから、端的にこれと同一視をして寒河江の場合を当てはめるということは私はできないというふうに思いますが、ただ、情報公開条例をめぐるこうした全国的な争い事を見ますと、どうも行政側は.....何と申しますか、判決がなければなかなか出したがらないと申しますか、出したくないというふうな姿勢が見え見えなんですね。

非公開処分というものについて、裁判で争うことも確かにこれは重要なことだというふうに思いますが、こうしたことがないように、私は細心の注意を払いながら、やっぱりそうした判例を見きわめて慎重に対応すべきではないかなというふうに考えておるわけであります。

例えば、別な判例も市長出されました。平成10年の東京高裁の判例を出されたわけでありますけれども、私はそれをまた翻すわけではありませんが、例えば横浜地裁判決というのはその後の判決ですね。だから、その判決を踏襲しているわけではないということはおわかりいただけるというふうに思います。

それから、その判例を踏襲する形で出されたのが、これは東京高裁で平成11年9月に出された法人等の情報に関しての争いがあったわけでありますけれども、そこでは具体的に、今度は不開示とするには法人等に不利益が生ずる具体的な状況の客観的存在を必要とするということで、そうした横浜地裁判決を支持と申しますか、維持しているわけであります。私は、こうした方向に今の世の中は進んでいるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それでは、市長はこの横浜地裁の判決をごらんになったかどうかわかりませんが、どうも御答弁を聞いている限りでは見ていないのかなというふうに思えてならないわけでありますが、これは寒河江市のものと同通をしますので、ちょっと時間がかかりますけど申し上げたいというふうに思います。

1点目の非公開理由について争われた情報は、ある程度公的な性質を帯び、その限度で特殊性の加わった売買という私的な売買との違いを明らかにしておりまして、個人を識別するというふうな広い意味での個人的情報には該当しますが、個人の資産の位置取引の情報であって、公示価格を基準として決められた価格ということについての情報であるということで、要するにプライバシーとしての保護の必要は弱い情報であって、公開することの必要性が高いものだというふうに結論づけて、それは非公開の理由には当たらないというふうにしております。

それから、二つ目の理由であります、譲渡価格は資産の全部ではないということでありまして、その位置取引についての.....位置というのは場所ですね.....ものであること、それから公示価格を基準にした譲渡であって、当該法人の財産の運用状況や経営状況などの特殊性が推測されるおそれはないということでありまして、法人の営業上の地位に不利益を及ぼすという非公開情報には当たらないというふうにしております。

それから、争われた3点目のことについてであります、売買は公示価格を基準とする価格をもって譲渡価格とする旨が法定化されておりまして、特殊性があるので譲渡価格は全く非公開にされると期待するのは社会通念に反するというふうに述べられております。そして、当事者間の信頼関係を損なうものではないというふうな判決でございます。

そしてまた、こうしたことは今後に支障を来すのではないかなというような点についてでありますけれども、既に川崎市や大和市あるいは綾瀬市などで、土地開発公社の取得価格について公開をしておりますけれども、公開によって後の用地買収に支障を来すなどの弊害は生じていないとの調査委託結果があるとして、具体的な支障が認められないというふうな判決であります。

つまり、注目すべき点は、プライバシーとして保護すべき必要性と、それから公開すべき公共性、この二つを

深く考慮して、その公共性というふうなところに重きを置いて判断をした私は判決だというふうに思っています。

こうしたことは前にも、私は同じような指摘をしたことがありますけれども、そうしたことについてのですね、改めてこの判例について……多分お読みになっていないんだらうというふうに思いますので、市長の見解を改めて求めたいというふうに思います。

きのうも、市長は頭のやわらかいところを披瀝をされましたけれども、こうした情報公開についても、もう少しやわらかく考えていただいて御答弁いただきたいものだなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、この際もう一回聞いておきたいというふうに思いますが、これも何回も議論しましたけれども、プライバシーという概念ですね。要するに、これは法は変わっても私は同じだというふうに思っておりますけれども、先ほどの公拡法、それから自治法との関係ですね。この点について市長はどういうふうに考えておられるのか、端的にお聞きをしたいというふうに思います。

それから、学校教育法施行令の改正についてでありますけれども、おっしゃるとおり、確かにまだ政令として出されているわけでもありませんし、法案としてまだつくられたわけでもありません。内部で検討されているというふうな段階でありますから、お答えにくい点があったというふうに思いますけれども、私は教育を担当するといいますが、その機関でありますから、率直に申し上げまして、もう少し敏感であってほしいなというふうに思っております。

本市の障害児教育の概況についてもお伺いをしましたけれども、私先ほどの答弁を聞いておまして、やっと統合教育といいますが、そういうふうなことで近づいてきたなというふうに思っております。

これは、可能な限り通常学級に障害児を迎え入れるというふうなことだろうというふうに思いますけれども、先ほど第1問で申し上げましたユネスコのサラマンカ宣言のような、私はやっぱり理念を持って障害児の教育に当たるべきではないかというふうな考え方が基本にあります。

ただ、残念ながら日本は、障害児の教育に関しましては、G7と言われる諸国の中でも大変後進国でありまして、これまでは国の政策として障害児だけを切り離すような制度にしてきておったわけですね。昨今は違うような動きも出ておりますけれども、今でもそういう意味では教育基本法あるいは学校教育法施行令など法的な絡みもあって、それをやっぱり抜け出せないでいるのではないかなと、こういうふうに私は思っています。

それは、やっぱりその元凶は、中央集権的な教育行政をしている文部科学省……前の文部省にあるというふうに私は思っておりますけれども、本来は学校の選択権というのは子供にあるというふうに思います。その子供がその権利を行使できない場合には、その子の養育責任者である親にあるというふうに私は思っています。

るる御答弁ありました。就学指導委員会を初めとする御答弁がありましたけれども、制度的なことを見ておきますと、なかなか理念どおりにならない面があるというふうに私は率直に思っております。

それから、本来ならそれは一番大もとになっている日本国憲法の教育を受ける権利、そこから出発をすべきであるというふうに思っておりますけれども、それが教育基本法あるいは学校教育法によって具体化されることになるというふうに思います。ただ、憲法がそのとおり実現されているかというと、なかなかそうにはなっていない。特に、障害児に関しては、権利が建前としてあっても、実際には建前どおりにはなっていないのが私は実態だというふうに思います。

これは、何が問題かという、こうした法律関係が憲法の理念というものをきちっと踏まえた体系になっていないというふうに思うんですね。これは、法律を受けた例えば政令なんかにも整合性が欠けているというふうなことだというふうに言わなければならないというふうに思っているんですが、いわゆる憲法の理念や教育基本法の理念がそれにまさる形で……例えば通達なんかがそれにまさる形で羽ぶりをきかしているのが現実だというふうに思っております。まさに、これは逆立ちした現象だというふうに思っておりますし、だから障害児を切り離して教育をやるなんていうような結論が導かれてきたのではないかなと、こういうふうに思っているところです。

現況については伺いましたので、さらにユネスコの宣言にあるような理念を持ちながら対処をするべきではな

いかというふうに考えますが、改めて教育委員会の御見解を伺いたいというふうに思います。
以上、2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 情報公開と、こういうことになりましたれば、やっぱり自治体の長、実施機関といたしましては、情報公開条例、本市の持っているところの情報公開に基づいてまずは判断しなくちゃならないと、こういうことがあろうと思っております。

そしてまた、それらを判断するに当たりまして、判例とか実例とかあるわけでございますから、それらもやっぱり勉強しながら、即応したものにいて、判断というものを誤りないようにしていかなくちゃならないと、こう思っておるわけでございます。

それにしましても、この判例といきまして、いろいろ.....先ほども申し上げましたように、それぞれの事例に従って、個々具体的なものに対する判断であるわけございまして、全く同一というようなものはあるわけじゃございませんけれども、我々はそれを勉強する場合には、やっぱり類推しながら、あるいはと思っているわけでございますけれども。

やはり、判決といいまして、事例は違って大体同じような事例になるような場合もあるわけでございますけれども、まあ裁判所によって異なった判決が出るということもあるわけございまして、あるいは地裁で判断したやつが高裁でひっくり返る。また、最高裁に行ってもまた別な判断が、判決が出ると、こういうことだってあるわけございまして、非常に参考あるいは勉強する場合にもいろいろ頭を悩ますところだろうと思っております。

おっしゃるところの横浜の場合ですと、これは平成11年1月でございますが、判決がございまして。東京高裁のことを申し上げましたけれども、これは平成10年12月のようございまして、ですから大体同じ時期なのでございまして。そういうことを思い合わせれば、早々同じ時期に異なった判断が下されているんだということがうかがわれるわけでございます。

それから、私も横浜の地裁とそれから東京高裁のを見せてもらっておるわけでございますが、横浜の場合は、議員御指摘のように要保護性は少ないというようなことを言っておりますし、それから保護の必要が高いとは言っていないというようなことも言っております。

しかしながら一方、また東京高裁の判断におきましては、公開することによりまして円滑な執行に支障が生ずると言える。それから、他の同種の公共事業の円滑な執行に支障が生ずることになると、こういうことを言っております。その他のいわゆる原告・被告間で争ったことにつきましては触れないでおります。この二つだけでも十分だということで、その他の判断は示していないというようなことがあるわけでございますけれども、やっぱりいずれの判決を見ましても、このように地裁、高裁との考え方が違ってくることが言われるわけでございますのでですね。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、国・県等々が用地等々の事務を取り扱う上におきまして、参考としておりますところの用対連の研修会でいろいろ議論、これらの判決等も含めて議論なされておるわけでございますけれども、それらにつきましての考え方というのも先ほど申し上げたところでございますので、そういう中で第1問に答弁申し上げたような考え方をお示しいいますか、お答えいたしましたところでございます。

それから、プライバシーというようなことに話がございましたけれども、これは私も学者とか判決とか、そこまで全部見ておるわけじゃございませんけれども、やはりその人なりに持つておる、その人の持つておるところのですね、侵すことのできない、あるいは侵してはならない、そしてまた尊重しなくちゃならないところの.....何といいますが、尊厳といいますが、あるいはその人の人格といいますが、そういうものじゃないかなと、こう思っております。やはり一個の人間が生存しておる上におきまして非常に大切にしております。それに踏み込まれますと、これは大変なことになるというような、その人の人権といいますが、人格といってもいいだろうかなと、そういうものじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

あるいは、そういう中には一つ秘密などもですね、当然これも人には見せられないもの、そういう秘密的なものも入っているのじゃなからうかなと、こう思っております、学説的にはどのようなものですかあれですけども、やはり個人の、情報公開条例の第6条にもありますように個人生活にかかわってくる、本当にその個人の中の大切なものだと、このように思っておりますのでございます。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 1問でお答えしたとおりでございますけれども、改めてということでございますので若干申し上げますと、学校教育法の施行令は昭和28年につくられ、その後何度か見直しが行われてきた施行令ですが、その中でやっぱり今の医療科学が非常に進歩した段階での状況と若干違ってきているところが随分出てきています。

例えば、障害の区分なんかについて、盲者については両眼の視力が0.1未満の者とか、あるいは病弱者については慢性の疾患等で6カ月以上の医療または生活規制を必要とする程度の者などというふうに出ていますけれども、現在は医療科学が非常に進歩していきまして、6カ月以上なんていうのでなくて、2カ月ぐらいのあれでも病気のために勉強ができないなどというようなことにならないように、そういう人たちも病弱養護学校に入れて教育を行っているというふうな、現実の方が進んでいるというふうな状況もありますので、政令の見直しも当然なされるものかなというふうに思っております。

また、「今後の特殊教育のあり方についての基本的な考え方」ということで最終報告がなされているわけですが、その中に、基本的な考え方に幾つかあるわけですが、その第1に、ノーマライゼーションの進展に向けて、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を社会全体として生涯にわたって支援することが必要であるとか、あるいは学校や地域における魅力と特色ある教育活動等を促進するために、市町村や学校に対する支援を充実することが必要であるというふうな、非常に前向きな考え方が出ているというふうなことを見ていきまして、我々もそれを受けてどういうふうに変っていくのかということをご期待しているところでございます。

寒河江市としましては、先ほど述べたような就学指導委員会の意見とか、親御さん、それから子供さん自身の考え方を尊重しながらやっているわけですが、市全体がハートフルなまちづくりを目指しているという中で、教育面でもさらにそういう特殊教育の充実を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ちょっと議論がかみ合わないといいますが、.....ところもあるんですが、最初にですね、市長にもう一回お尋ねをしたいというふうに思います。

市長にお言葉を返すつもりはないんですが、確かに同じような時期に出された判決だということは、私も今聞いてわかりました。しかし、私がさっき申し上げた法人の情報の公開をめぐる争われた東京高裁の判決は、これは先ほど申し上げましたように横浜地裁の判決を維持しているんです。その判決は平成11年9月なんですね、同じ東京高裁です。そこからすれば、先ほどの市長の言われたことは破綻を来すのではないかと、こういうふうに私は思っております。

それからもう一つですが、情報公開の制度といいますが、条例をめぐるこうした争い事、裁判になりますと、市長も多分御承知かというふうに思いますが、先ほども申し上げましたけれども、裁判の過程で小出しにといいますが、悪い言い方ですが、訴えられた方の被告の自治体側が、何といいますが、証書という形で提出して、途中で裁判を終わらせるといいますが、.....というような方向に持っていく傾向が非常にありまして、多分その段階で行政側はその裁判にはちょっと負けるのではないかなと、こういうような判断があるのかもわかりませんが、そうしたことを大体争われた自治体ではしているようであります。

先ほども申し上げましたように、私はこうした争いはできるだけしない方がいいというふうに思っていますし、したがって慎重に、そうした判例も踏まえてなすべきだというふうに思っております。

先ほど市長は、2問目について、情報公開条例に基づいて検討するというふうなことでありますが、その情報公開条例の中身が問題であるならば、こうした判例をもとに見直しをしなければ、いつまでたっても運用は直らないと、こういうふうになると思うんですね。ですから、そうした点についてもぜひ敏感に対応していただきたいというふうに思っているところであります。

多分私が申し上げたこの中身でまいりますと、例えばこの前長々と議論をいたしましたけれども、市道石川西洲崎線の関係の問題なんかからすると、例えば市民から訴えがなされた場合なんかは、私は寒河江市は負けるのではないかと、こういうふうに思っております。そんなことになって、じゃあ処分を取り消して公開しますなんというよりも、そうした判例に基づいて、やっぱり初めから対応した方が市民には受け入れられるのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、ついでに申し上げますと、石川西洲崎線のことを再度申し上げて恐縮なんですけど、私たちも地権者の方とお会いをしてお話をする機会がありました。例えば、土地であるとか、あるいは移転補償費などについては、つくっている作物の特殊性からして、ぜひ公開をしていただきたいというふうに行政側にも申し上げたというふうに話を伺っております。

そういう点からすれば、私は支障としている.....何といいますが、本人が了解しているとなれば、そうしたことも当てはまらないというふうに思いますし、また先ほど申し上げましたように、土地の価格というのは評価額が基本にありまして、それをもとにして決定されたものであるという考えからすれば、何ら公開しても差し支えないのではないかと、こういうふうに思っております。ぜひ、前向きな市長の御見解を改めて承りたいというふうに思います。

それから、教育委員会にお尋ねしたわけですが、これまでのことは私も理解しているつもりです。ただ、問題点もいっぱいあるということですね。そして、今回改正されようとしている中にも、先ほど申し上げたような問題点があるということでもあります。

それは、事実これまでの文部省や教員組合あたりの団体の中でさまざま交渉している段階の中で、解決していることもありますし、あるいはまだ問題になっている点もあるというふうに伺っております。

その点だけに絞って申し上げますと、障害をですね、これを克服、治療すべきというふうに最終報告ではとら

えておるわけでありまして、そういう意味では、就学基準の内容の見直しという観点では、先ほど言われました例えば知的障害児などの点で言えば、ノーマライゼーションの進展が望めないのではないかというふうには思っています。

それから、原則小・中学校への就学ではなくして、合理的な理由のある特別な場合に限るというふうなことですね。こういうふうに言っているわけですが、これは私はどうも違うんじゃないかなというふうに先ほど申し上げたとおりでありますけれども、基本的には原則は地域の小・中学校なんですよ。それで、特別な理由がある場合には、むしろ本人が望むなら、あるいは親が望むなら、そうした特殊教育を受けると、こういうふうなことではないのかなと、こういうふうに思っております。

それから、障害が重複している子というようなことも申し上げました。これは、先ほども申し上げましたように、例えば基準なんかをめぐって新たな選別や差別を生み出す危険性が大きいということだというふうに思います。

それからもう一つは、先ほど言った、これも繰り返すことになりますけれども、現在の市町村の教育委員会で行われている就学委員会といいますか、就学に関するいろいろな部門がありますけれども、その点について法的に違法だとか、あるいは子供の就学状況を変更するような国の規制が強まるのではないかというふうな見方もあるわけでありまして、そうしたことについて、私先ほども申し上げましたが、教育委員会としてやっぱり敏感に対応していただきたいということを願っているわけでありまして。

待ちの姿勢ではなくして、これから障害児教育を考える上で、大きな理念の中でやっていただきたいということをお願い添えて、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何回も言うようでございますけれども、やっぱり事例が裁判という問題になっているというのは、これはいろいろみな個々具体的な事例でやっているわけでございまして、想定も違うわけでございます。ですから、新しくできたものが必ずしもそれが現在での裁判所の判断だと、必ずしも事例が違うからそうは一概には言えないところがあるんじゃないかと、こう思っております。

横浜地裁のものは、これは平成11年1月に判決がなされておまして、高裁に行って、高裁では平成11年9月に同じような趣旨の判断をなされていることは私も勉強させてもらいましたけれども、先ほど申し上げましたように、東京高裁のような判決もあるということでございます。

そしてまた、この裁判所もですけども、市民……人間の考え方というのは、これは時の流れに沿って変わってくるということは言えるわけでございまして、さらにまた大都市あたりの考え方と地方の中小都市とのものとの考え方、そしてまたそこに住んでいる人々の考え方と、こういうのもまた違うのが現実じゃないかなと、こう思っております、そういう意味からいきまして、地域に住んでいるところの市民というもののコンセンサスなり、あるいは社会的環境が整うまでのコンセンサスとか、そういう受け入れられるまでの環境の変化とか、そういうものもやっぱり勘案しなくちゃならないのじゃないかと。

ですから、裁判というのはいろいろ事例があります。大都市であります、そしていろいろな判断がなされております。それということならば、やっぱり寒河江においての寒河江に合うようなものというものは何なんだというようなことをですね、十分考慮して考えていかなくちゃならないものだろうと思っております、議員が、裁判に勝つとか負けるとかというような問題ではなくて、やっぱり市民がいかにみんな了解とか、コンセンサスを得るような状態になるような中での判断というものをおろさなくちゃならないだろうと、こう思っております。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号22番、23番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、市の行政は市民のものであって、具体的な施策は市民と一体となって考え、進めるべきであるという立場から、社会民主党市民連合を代表し、通告している課題について私の考えを申し上げ、市長の見解をお伺いしたいと思います。

最初に、通告番号22番、情報公開の推進についてであります。

この課題については、今まで何回かこの議場でも議論がされてきましたが、市長の考えは、開かれた行政、市民と一緒に進める行政という今の時代の要請に十分にこたえていないと思われまますので、再度質問させていただきたいと思ひます。

私たち社会民主党市民連合は、ことし10月の視察で佐賀県の多久市、福岡県の大野城市及び古賀市を視察をしてきました。

多久市においては、情報は市民と共有するものという理念を明確にするため、名称を「市情報公開共有条例」とした情報公開条例を策定しておりました。この条例は、小学生でも読める平易な表現で、漢字に振り仮名をつけているものであります。しかも、この条例には市が2分の1以上出資している法人及び団体に対する情報公開はもとより、市から1件100万円以上の補助を受けている団体に対する補助団体などの情報公開も規定されています。

こうした条例を受け、市長交際費についてはお祝い、見舞い、弔慰、せんべつなど9区分に分けて、毎月の支出額と累計額を市報に掲載をしています。

また、大野城市においては、財団法人大野城市都市施設管理公社、土地開発公社、体育協会、シルバー人材センター、大野城緑のトラスト協会、社会福祉協議会の六つの外郭団体が、大野城市の情報公開条例に実施機関としての規定がないにもかかわらず、独自の情報公開規程を定めていました。

こうした独自の外郭団体の情報公開規程を定めることになった経緯は、「公社等の情報の公開について」という議員の一般質問に、市長が「外郭団体等については情報公開を推進したい」と答えたことにより、外郭団体との協議を行った結果、それぞれ独自の規程が定められたというものであります。そのほか、一部事務組合である消防組合、衛生施設組合、環境施設組合も、平成14年4月実施に向けて準備中とのことでした。

古賀市においては、特定個人の重複委嘱や市民公募を推進する附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程を定めています。この規程によると、1人が兼務できる委員数を3以内、在任期間も通算10年とするなどの制限をしています。また、一つの附属機関の男女委員の割合をそれぞれ30%以上になるように努めることと定めています。さらに、委員の公募についても定めています。具体的な委員の公募方法については、実施要領を定め実施しているようでありました。

このように、情報公開の推進、開かれた行政のあり方は、物すごいスピードで改革が進んでいます。しかるに、本市における市民とともに推進する行政のあり方、これを可能にする情報公開の現状は、残念ながら私がこの問題を一般質問で取り上げた1993年9月議会及び95年6月議会からほとんど改善されていません。

8年前は、まだ国の情報公開も進んでいませんでしたが、その後99年5月に、いわゆる国の情報公開法である行政機関の保有する情報の公開に関する法律が成立し、国の情報公開は急速に進んでいます。特に、インターネットによる情報公開は、各種統計調査の結果はもとより、各種審議会等の会議日程から会議録、中間報告、答申書まで公開されています。また、閣議決定事項や記者発表記事まで公開されています。

このような国の動きに合わせて、各自治体においても、住民とともに情報を共有し、住民とともにまちづくり

を考えるとという姿勢に変わりつつあり、積極的な情報公開を進めているのが現状であります。

申請主義から、申請がなくても住民が知りたい情報や市が行った調査結果等を市報に掲載するとか、資料コーナー、閲覧コーナーを設けて、いつでも気軽に閲覧できる環境を整えること、あるいはインターネットで公開するなどの方法で積極的に市の情報を公開していく考え方に切りかえていくべきであると思います。

このような積極的な情報公開のあり方について、市長の基本的な認識について伺いたいと思います。

具体的な事例として、毎月の市長交際費について、件数と金額を市報に掲載してはいかがかと考えますが、市長の見解を伺います。また、市長交際費について情報公開を求めた場合、日時、場所、相手の人数や氏名、支出金額などどこまで開示できるのか、教えていただきたいと思います。

次に、外郭団体の情報公開の推進について質問いたします。

国においては、先ほど申し上げたとおり、99年5月にいわゆる行政機関情報公開法が制定されました。この情報公開法の第42条に、「国の独立法人及び特殊法人の情報公開についても、情報の開示及び提供が推進されるよう情報の公開に関する法制上の措置、その他の必要な措置を講ずるものとする」と定め、さらに附則第2項において、「2年を目途として、第42条の法制上の措置を講ずる」としています。

こうした規定に基づき、特殊法人情報公開検討委員会を設置し、2000年7月に最終意見書をまとめ、政府に提出しています。この意見書に対して、2000年12月1日に閣議決定された行政改革大綱の中に、特殊法人等情報公開法案の国会提出を特殊法人情報公開検討委員会の意見に沿って立案作業を進め、次期通常国会に提出することも定められているのであります。

このように、国の特殊法人等の情報公開法が制定されるのは目前に迫っています。先進的な自治体においては、既に私たちが視察をしてきた佐賀県の多久市や福岡県の大野城市のほかにも、茨城県古河市、神奈川県藤沢市・大和市、埼玉県草加市など数多くあります。しかも、自治体の情報公開は外郭団体、第三セクターの公開にとどまらず、補助金の交付団体にまで情報公開が広まっていますし、意思決定過程の文書や決裁前文書も開示している自治体も出てきています。まさに情報公開の対象は、国民の知る権利を最大限に尊重し、加速度的に公開の範囲が広がっていることを示しています。

このような状況を受けて、外郭団体の情報公開を進めるべきであると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号23番、開かれた審議会・委員会の改革についてお尋ねします。

最初に、委嘱基準の策定についてであります。

1995年の6月議会における私の情報公開の推進に対する市長の答弁は、非常に前向きな答弁であり、改善について期待をしまいいりました。しかし、その後、審議会等の民主的な運営については、ほとんど改善が進んでいません。

6年前に比べれば、全国的に審議会・委員会の民主的な運営は形だけではなく、真剣に住民の意見を行政に反映しようという姿勢に飛躍的に変わりつつあります。本市においても、各界各層からより多くの市民が参加できる制度を整備するときではないかと思しますので、改めてこれらの課題について見解を伺いたいと思います。

第1に、委員の兼務の問題です。

この問題については、推薦団体との意思疎通を図りながら、偏った人選を避けるようお願いしていきたいというものであります。お願いしていきたいとは、具体的にどのようにお願いしているのか。文書でお願いしているのか、口頭でお願いしているのか、伺いたいと思います。

また、2000年9月議会の同僚議員の質問に対する答弁によると、兼務を四つ以上委嘱されている委員は9名で、最高で12の委員を兼務しているとのことでありました。四つ以上の委員を兼務した場合、委嘱された人にとって、内容を検討したり出席したりするため、どれだけの時間を必要とするのかわかりませんが、諮問された事項について真剣に調査検討し、発言しようとするれば、大変な努力と時間が必要になってくると思います。

私も委員を引き受けたこともありますし、今も引き受けていますが、一つの委員を引き受けてさえ大変なことであります。それを四つも五つも委嘱を受けている、12などということは論外であって、出席するだけで精いっぱいではないかと思えます。諮問した事項について真剣に、各種団体やより多くの市民の声を聞き、意見を取り入れる審議会・委員会に改革しようとする考えがあれば、一定の制限を設けることは当然だと思います。兼務数に対する市長の見解をお伺いします。

第2点目は、委員在職期間の問題です。

余人をもってかえられない専門的な知識を必要とする場合を除き、市民であればだれでも引き受けられるのが審議会・委員会委員の内容であると思えます。在職期間が8年以下でよいのか、10年以下でよいのかは議論があると思えますが、42年間も同じ人が同じ委員についていることは正常な姿の委嘱だとは思えません。

95年の私の質問に対して、「長期にわたる場合には年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討していきたい」と、前向きな答弁をしていただきました。

同じ人が同じ委員についている在職期間を制限する方法は、在職期間で制限する方法や、市長の言うように年齢で制限する方法もあると思えます。私はどちらでもよいと思えますが、いずれにしても、長い期間同じ委員についていれば新しい考えや新しい発想は出にくくなり、委員会そのものの活性化が失われるおそれがあり、何らかの制限を設ける必要があると思えます。「年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討していきたい」という市長の答弁について、その後どのように検討なされたのか、伺いたいと思えます。

第3点目に、公募制の導入についてであります。

多くの審議会・委員会が設置されている目的は、各界各層の市民から広く意見を聞き、市民の意見を市政に反映させるという住民自治という考え方から来るものであります。そして、この公募制の導入という考えは、新しい地方分権の時代にふさわしい住民自治をより広げ、進めるためのものであります。

公募制の重要性・必要性については、市長も十分認識しておられるのではないかと思います。認識しておられるからこそ公募制導入について、「委員会の目的が専門的分野でない広く一般市民を対象とした内容で、市民各層の御意見を反映させられるものについて検討を進めながら、一部の人数については試行することも考えてはどうかと思っているところでございます」と、答弁していたのであります。

この答弁については、一部の審議会等において試行をしていきたいという市長の考えを示したものと受けとめ、期待をしておりましたが、今まで試行はなされてきませんでした。なぜ試行すら行えなかったのか、不思議でなりません。今までどのような試行に対しての検討をなされたのか、検討の経過についてお尋ねします。

第4点目に、女性委員の拡大についてであります。

女性委員の拡大については、当局も努力され、平成12年度で委員数 379名に対して、女性委員数は69名、18.2%に達しているとのことであります。今まで努力をしてきたことに対して評価をしたいと思えます。

しかし、その内容についてであります。女性委員69名の中に、同じ人が幾つかの委員を兼務しておられるのではないかと思います。そうした兼務を除いた人数、延べ人数でなく、実数で何人なのか伺いたいと思えます。

また、今後の取り組みについても、「改選期に合わせて、女性委員の積極的な登用を心がけて、毎年比率を高めるよう努力している」と、前向きな答弁をされており、これも評価をしているところであります。男性と女性が力を合わせて男女共同参画社会を築こうというのが女性委員拡大の目的であるわけですから、女性委員が6割も7割も占めてはだめであって、男性委員と女性委員が5割ずつというのが理想であります。

理想であります。当面の目標として30%とか40%という具体的な目標を掲げ、努力をしているのが現在の国や各自治体の取り組み状況であります。やはり、女性委員の拡大については、目標年度や具体的な拡大目標を掲げて取り組む必要があると思えます。そのためには、男女共同参画社会基本計画を策定することが重要であると思えます。男女共同参画社会基本計画の策定計画はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、女性委員の拡大を図るためには、各種団体、サークルなど地域で活躍している女性を発掘し、人材デー

タベース化を推進する必要があると思いますし、そうした人材の中から女性リーダーを育てていく努力も必要であると思います。具体的な拡大目標を設けることや、女性リーダーの育成などについて、市長の見解を伺いたいと思います。

第5点目として、審議会、委員会等の委員の委嘱一覧表の作成についてであります。

委嘱状況一覧表を作成することによって、委員の兼務状況や在職年数、女性委員の人数などの委嘱状況が一目でわかります。こうした一覧表を作成しているとすれば結構ですが、作成していないとすれば作成すべきであると思いますので、御見解を伺います。

今まで申し上げてきた一定の制限や目標数値を一つのものにまとめたものが審議会・委員会委員の委嘱基準であります。委嘱基準は規則でもよいでしょうし、要綱でもよいと思います。また、内容についても、義務規定で縛るより努力目標として、市民の協力を得て実現していく緩やかなものであってもよいと思います。

こうした努力規定があることによって、新たに委嘱する場合一つの目安となり、委嘱する側も委嘱しやすくなり、改革が進むものと思います。より幅広い多くの市民が、市の政策決定過程に参加できる仕組みをつくっていくことが地方分権の時代に求められているのではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

次に、審議会・委員会の公開についてであります。

審議会・委員会を公開すると、自由闊達な意見が出にくくなると考えておられるようですが、私は全く逆ではないのかと思っています。現在の審議会等を見ますと、一部の人がしか発言しませんし、ほとんどの審議事項が賛成、異議なしの状況にあると思います。公開することによって、委員も事前に資料に目を通し、発言するようになって、審議会そのものが活性化するものと思います。

また、審議会・委員会の公開については、「公開が可能なものもあるが、審議会等が主体的に判断すべきもの」と答弁してもおります。しかし、審議会・委員会の委員は市長から任命されているものであって、完全に独立しているものではありません。残念ながら、主体的に判断するよりも、当局の意向に沿って判断する傾向が強いのではないかと思います。

したがって、原則公開という判断基準を行政当局がつくる必要があると思うのであります。市長の見解を伺います。

さらに、審議会・委員会の審議状況を公開するにしても、非公開にするにしても、事前に日程を市民に知らせる必要があると思います。日程すら事前に知らされていないのでは傍聴のしようもありませんし、公開・非公開の議論も出てきません。

我々議員に対しても、関係者以外は日程すら知らされていません。市の施策や方向性を審議、答申する重要な審議会等でありまして、審議会・委員会を生き生きと活性化させるためにも、日程の事前の周知は重要なことと思います。

日程の事前の周知についての見解をお伺いし、私の第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、情報公開の件でございます。

本市における情報の公開につきましては、市が施策を的確に推進するためには市民の理解と協力が不可欠であり、行政はそのためにさまざまな方法で行政情報の公開に努めてきているところでございます。

情報公開条例に基づいた申請による公開のみならず、市報を通じ情報を伝達したり、事務事業を進める上での各種説明会など機会をとらえ、市民と直接向き合い、できる限り情報というものを提供していく姿勢というものを持って進めてまいったところであります。

市民サービスの向上を図るため、本市のホームページ上に申請書等の様式を公開し、様式を取り出せるダウンロードサービスを開始しておりますし、今回の議会の日程等もホームページに載せており、また医療に対する信頼を高める方策としてのカルテ等の原則開示を進めることとしておりますので、情報の提供は適宜進める方向にきているものでございます。

交際費の件数と金額の市報掲載というような提言がございましたが、市報は市民福祉の向上や市政の発展を図るため、市の施策や計画あるいは方針が正しく理解され、信頼されることが必要であることから、市政に関する情報を適確にそしてタイムリーに伝えるようにしているところでございます。ただ、市報の限られた紙面の中で、市民の皆さんにお知らせしなければならない情報はまだまだ多くあるものと理解しております。

交際費は、祝い酒、各種行事祝い、見舞い、香典、賛助金、お土産などを公費で支出するものでありますので、当然として十分意を用いなければなりません。今すぐ市報を通してお知らせする必要があるものとは考えておりません。今後、広報委員会の御意見などをお聞きしながら、今後の一つの課題としてまいりたいと考えております。

それから、交際費について情報公開請求があった場合にどこまで公開するかということですが、市においては平成11年度から伝票の運用といたしまして、交際費と食糧費の予算執行に関する取り扱いについて、より一層の明確化と透明性を高めるため、伝票に内訳明細票を添付することとしております。内訳明細票には、贈答を行った場合の品名と金額、贈答先などを記載する様式と、懇談等を行った場合の会議の名称、目的、実施年月日、会場場所、出席者の市側と相手方を記載する様式の2種類を使用しております。

どこまで公開できるかということについては、相手方との信頼・友好関係を維持でき、相手方が不満や不快の念を抱くことのない範囲ということに配慮しなければなりませんので、相手方の情報を非公開とする場合もありますが、その他の公開できる箇所については開示してきておるところでございます。

これまでも申し上げてまいりましたが、市の情報には個人に関する情報や企業活動の情報などがございまして、特定の個人が識別されまたは識別され得る情報や、法人その他の団体または個人の活動利益を害する場合の情報など、プライバシーに最大限配慮する必要があることから、非公開としてきているものでございます。これら以外の情報等につきましては、情報公開条例の規定により個別的に判断することとなりますが、非公開の情報はできるだけ減らす方向としてきておるところでございます。

次に、外郭団体の情報公開について質問がございました。

御案内のように、国においては行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が平成11年5月14日に公布され、この平成13年4月1日に施行されたわけございまして、この中で公団や事業団などの特殊法人等については、国とは別の法人格を有しており、法的性格や業務内容等がさまざまであることから、同法の公布後2年以内に特殊法人等の情報公開について法制上の措置を含めた必要な措置を講ずることとされており、本年12月5日に（発言する者あり）この5日でございます。独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

が公布され、公布の日から1年以内に施行されることとなっております。

また、県においては、外郭団体については法人独自の情報公開の対応であるということで、出資法人の情報公開指導要領を作成し、出資割合に応じた指導・助言を行っていると考えております。

本市における外郭団体の情報公開につきましては、外郭団体が別の法人格を有する独立した団体であることから、個々の団体で検討すべきものと考えております。外郭団体が保有する情報も、本市が保有する情報と同様に、個人情報や法人に関する情報等、情報公開になじまない情報もあるため、法律等の考え方を参考にしながら検討していく必要があると思われま。

それから、審議会・委員会の問題でございます。

まず、委員の委嘱基準の策定についてお答えいたします。

各種審議会・委員会につきましては、執行機関の附属機関として法律及び条例等に基づき設置しており、それぞれの目的に沿って、市民の豊かな経験や知識を行政執行に反映していただいているところでございます。

ことし12月1日現在の設置状況は、審議会等の総数は41となっておりますが、設置目的の趣旨により、審議終了とともに任務が終わるものもありますので、委員が選任されている審議会等は30となっており、315名の方を委嘱しているところであります。

委員の選任につきましては、法律や条例等で選出区分及び選出団体等が明記されているものが多くあり、これらの委員については、該当する団体等に対し任期満了時ごとに口頭などで推薦をお願いし、推薦された方を委嘱しているところでございます。推薦依頼に当たりましては、当然のことながら審議会等の趣旨・目的というものを十分説明するとともに、適任者の人選をお願いしております。

なお、選出区分において団体等の代表者となっている場合もありますが、特に明示されていない場合については、なるべく偏った人選を避けるようお願いしてきたところでございます。

国における審議会等委員の兼職数や在任期間の制限については、平成11年4月の閣議決定において「審議会等の運営に関する指針」の中で、任期は最長で10年、兼職は四つを上限とすると示されておるところでございます。御指摘のとおりでございます。

長期化や兼職数が多くなっている委員の方は、いずれも各団体の代表者として選出されている場合であり、選出区分に沿って委嘱されているものであります。また、専門的な知識を必要とする文化財保護委員や市史編さん委員等については、再任の上、継続してお願いせざるを得ない場合もあるわけでございます。

長期化にならないよう年齢制限を設けてはどうか検討すべきではないかということもありましたが、人選に当たっては設置の趣旨・目的に沿い、知識・経験はもとより、年齢構成についても十分な配慮をしておりますので、画一的な制限は考えていないところでございます。また、制限することにより、団体の組織活動などへの影響も懸念されるものと思っております。

公募制の導入につきましては、これまでも何回か質問があり、考え方を申し上げてきたところであります。

選出区分が特定されていない広く一般市民を対象にしたものなどについて検討を重ねてきたところでありますが、選考委員会の設置や応募者の履歴確認と適任性の判断、さらには応募者が定数に満たない場合等は事務処理の煩雑さが生じる等の問題もあるところでございます。公募制の導入というものは考えられないことだったと、こういうふうになります。

委員会・審議会設置の目的に沿って、知識・経験や実績を初め公平性・中立性、利害関係などに配慮した人選に心がけているところであり、さきの6月議会においてもお答えしているところでございます。

次に、女性委員の登用でございます。

今、審議会等の設置状況について申し上げましたが、現在、委員が選任されている審議会等30のうち、女性のいる審議会等は26、委員数は76名で、構成比率は24.1%となっております。

女性委員の登用については、審議会等の性格を尊重し、また男女パートナーシップの観点から比率は年々拡大

されてきておりますが、平成12年においては、御案内のとおり18.2%でありましたので、大幅に上昇している状況でございます。このことは、今年度に入り、委員の任期満了に伴う人選において女性委員の登用を積極的に推進した結果であると認識しているところでありますが、今後とも政策決定の幅広い側面で女性の登用を心がけていかなければならないと考えております。

それから、女性委員の拡大に向けてのリーダー養成に関する質問もありましたが、リーダー養成ということでは特別に取り組んでおりません。社会教育事業での学級・講座のみならず、各分野において取り組みを実施しております。人材データについても、男女を問わず情報を収集し把握しているところであり、市民の主体的な学習活動等においても御活躍いただいております。

次に、男女共同参画社会実現に向けての基本計画策定でございますが、実質的な活動指針となるよう検討しているところであり、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、委嘱状況についての名簿というような話がございましたが、それぞれの担当課において名簿として常に整理しており、委嘱状況一覧表の作成までは考えていないところでございます。

それから、審議会・委員会の公開のことの質問がございました。

各種審議会・委員会は、委員をもって構成される合議制の機関であります。その目的は、政策審議や資格審査あるいは調査等に関するもので、幅広い分野に及んでおります。運営に当たっては、その範囲において設置者とは独立していることについては御承知のとおりかと思えます。主体性と自立性を持って意思決定がなされるものでございます。

審議会等の中には、設置目的により、公開可能なものと公開することが適当でないものがあるかと思えますが、公開・非公開については審議会等自体で判断するものと考えております。また、同じ審議会等においても、審議内容により判断しなければならない場合も生じてくることも考えられるところでございます。

次に、審議会等の日程や内容を市報やホームページに掲載し、周知を図ってはどうかとのことでございますが、会議の開催につきましては、設置趣旨や目的に沿い、諮問や審議等が生じた場合に日程を調整の上、協議内容を明示し、各委員に案内しているところでございます。

会議の公開・非公開との関係も出てくるわけですが、市報への掲載につきましては、開催通知日と原稿締め切り日との関連がありますし、ホームページへの掲載に関しましても、現在のホームページは月2回の更新タイミングで業者に委託して作成しているものでございまして、市報と同様に掲載する時期の問題がありますので、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 お答えをいただきましたけれども、もう少し議論を詰めさせていただきたいというふうに思いますので、再質問をさせていただきたいと思います。

最初の積極的な情報公開については、徐々に努力をされているという市長の今の答弁で、そういう認識をしたところでありますけれども、この情報公開については先ほども申し上げたとおり、急速に積極的な情報公開というのが進んでいるのではないかとこのように思います。そういう周りの状況と比較をすれば、本市の場合緩やかな公開しかかっていないのではないかとこのように思いますので、もっと大胆な発想を持って、どんどんと公開をしていただきたいな、このように思います。

今さら言うまでもないわけでありますけれども、市が持っている情報というのはすべて市民の税金というか、そういうもので集めたものであって、情報そのものが市民全体のものであるということの大前提に置く必要があるのではないかとこのように思います。したがって、市民のものである情報を積極的に公開するということは、むしろ行政の義務であり、責任であるというふうに思っています。

そういうことから、申請がないと公開できないんだ、こういう考え方そのものがですね、住民主権の地方分権が進んでいる現在ではもう既におくれた考えなのではないかとこのように思うんですね。そういう意味で、市が持っている情報をもっと積極的に公開する。そのことによって市民も市の実態・実情を把握し、市政に対する関心も高まって、いろいろな意見や提言も出てくるのではないかとこのように思います。

情報がないところにいろいろな意見や提言はできないわけでありまして、そういう意味で基本的な情報については積極的に情報を提供する。さらに、関心のある事項について情報を知りたい人については、そのときにこそ情報公開条例に基づく申請を行って、理解を深めていくと、こうした繰り返しが市政の運営を透明にし、活力あるものにしていくのではないかとこのように思うわけであります。

もう既に進んでいる自治体では、資料コーナーとか閲覧コーナー、そういう部屋がないところは秘書課とか庶務課とか、そういうところにそういうコーナーを置いて、積極的に情報を公開しているということがふえてきています。

そういう意味で、例えば本市においてはいろんな商業統計や工業統計あるいは農業統計などをやりながら、そうしたまとめている資料を各課でお持ちだというふうに思うんです。そうした資料などもほとんど公開されていないというのが実態なのではないかとこのように思いますし、我々議員もどういった調査書があるいはどういった資料があるのかすらわからない、こういう状況にあるわけであります。そして、そういう情報を得たときに、こういう資料があるんじゃないかとか、そういう資料があるのではないかと、このようにふうに請求をしないともらえない。あるいは、請求しても、情報公開条例に基づいて申請をしてほしい、こういう言い方をされます。こういうことであっていいのかというふうに私は思うんですね。

そして、作成をされた資料などは積極的に公開をしていく、あるいは議員に配付をしていく、こういう姿勢があってもいいのではないかとこのように思います。こうしたことも含めて、積極的な情報公開を行うべきだということに申し上げているつもりでございます。こうした資料の公開などについての見解を再度お尋ねをしていきたいというふうに思います。

それから、市長交際費の関係ですけれども、全国的には市長交際費の公開についてはもう……今までは非公開、こういうものが多くて、裁判などで争われてきたケースが何件かあったわけでありますけれども、ほとんど交際費、食糧費については全面公開、相手先の氏名も含めて全面公開というのが主流になっているんですね。

そういうことで、各自治体でもほとんど市長交際費の場合は、あるいは食糧費の場合は、例えば病気見舞い、そうした本当に個人のプライバシーに配慮をしなければならないものを除いては公開をしているという自治体がほとんどになっているのが今の趨勢でございますので、こうした状況などもぜひ受けとめて、それは病気とか、そうした特定のものを除いては全面公開、このようにことに切りかえていくべきだというふうに思います。

それで、この市長交際費を市報に掲載をしている石川県の羽咋市長はこう述べています。

「交際費は市民の関心が高く、地方分権が進む中、住民参加のまちづくりが大切であり、そのためには行政の情報公開も当然必要となってくる」というふうに述べていますし、あるいは支出先も原則公開にしている熊本県の水俣市長は、「交際費は市民の関心も高く、すべて公開する。公開により、支出の方向や必要性についても市民に議論を深めてもらいたい」と、こういうふうに述べているわけです。

こうした先進的な市長の談話にも耳を傾けてほしいというふうに思いますし、一定程度情報公開も、交際費についても本市の場合もできるだけ開示をしていくんだと、非公開情報を減らしたいという市長の考え方がございましたけれども、そうした気持ちをさらに前に進めて、全国的な状況や、今申し上げた先進的な市長さんの言葉などにも耳を傾けて、本当に制限されるもの以外は相手先も公開、そういうことで透明性を高めるべきだというふうに思いますが、こうしたことについての御見解があればお伺いしたいと思います。

それから、外郭団体の情報公開についてであります、「個々の団体で検討すべき課題だ」、こういうふうにおっしゃられたわけでありましてけれども、国の独立行政法人の情報公開の問題とか、県の問題なんかもおっしゃられましたし、そういう状況については十分御存じだというふうに思います。

この外郭団体の情報公開については、先ほど申し上げました特殊法人情報公開検討委員会が最終報告をしているわけでありましてけれども、その中でですね、特に国の関係の外郭団体を検討した検討委員会であったわけでありましてけれども、その他の事項で、この「本委員会が関係団体や国民一般から意見を聴取した際に、地方3公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）のほか、地方公共団体が出資または出捐する第三セクターの情報公開制度の整備についても少なからぬ要望が出された。この件は、地方公共団体における制度の整備の問題であり、本委員会に託された検討領域を超える課題である。しかし、特に地方3公社については、地方自治法及び地方3公社の設立法の解釈が問われていたこともあり、関係省からヒアリングを行った。それによると、条例により地方3公社を対象にした情報公開制度を設けることについては、地方自治法上、条例は法令に違反しない限りにおいて地方公共団体の事務に関し制定することができ、各公社の設立法もそれを禁じていないとしている。地方公共団体においては、本意見を参考にされるとともに、上記のような状況を勘案し、住民からの要請にこたえるべく情報公開に関する施策の一層の充実に努力されることを期待するものである」と、こういうことで特殊法人情報公開検討委員会の最終報告に盛り込まれております。

ただ、このことは従来、土地開発公社、3法人などについては法律上の問題も疑義もあって、自治体の情報公開条例の実施機関に盛り込むことは問題があると、こういう見解を自治省や建設省や.....前のですね、そういう見解をしておったんですが、それを翻したと。これは、条例でもこうした100%出資団体については実施機関として公開を条例化することができるというふうになったと、こういうことであります。

こうした動きを受けて、やっぱりやり方はいろいろあると思います。市の情報公開条例に実施機関として載せるやり方、あるいは市長がおっしゃったように、個々の団体で検討して、それぞれが団体で情報公開要綱や規則を定める。こういう方法などがあると思いますが、それにしても市長あるいは市当局がどういう考え方を持っているのかということが、各団体の検討する際に大きな指針となるのではないかとこのように思うんです。

本来であれば条例を改正をして、実施機関にそうした法人も含める、これが一番ベストであるわけでありましてけれども、進め方について、ただ任せるということではなくて、そういう国の考え方も変わってきていると、こういう状況を受けて積極的に進めるべきだというふうに考えますので、再度この進め方についてお尋ねをしたいなど、こういうふうに思っています。

それから、開かれた審議会・委員会についてでありますけれども、いろんな兼務数の問題とか、任期の問題、在職年数の問題ですね、口頭で指導をしているんだと、こういうことでありますし、それと委嘱一覧表などは担当課ばらばらに作成しているので、統一した一覧表を作成する考えはない。こういうふうな答弁でありましたけれども、こうしたものがないと、自分のところの頼んでいる職務、委嘱している委員のことしか担当課ではわからないのではないかと。この方がほかの課でどれだけ委嘱をされているかというのはつかめないのではないかと。それを一々どこか全部の課にですね、Aさん、この人はおたくの方で頼んでいるかなどということ聞いていないと思うんですね。そういうことがなかなか兼務数が減らない最大の欠陥なのではないかと思うんです。

だから、そうした一覧表をつくることによって、ああこの方はここでも、ここでも、ここでも頼んでいるなど。数えてみると六つあると、だから少し今度は変わった人を出してくれないか、こういうふうにも言えるのではないかというふうに思うんですね。

そして、口頭でという話でありましたけれども、やっぱりなかなか口頭ですと、だれに話をするのかわかりませんが、うやむやになってしまうおそれがあるのではないかと。依頼をすれば、市の考え方をきちっと文書で明確に意思表示をして依頼をする。委嘱するのは市長なわけですから、そういう立場できちっと文書で依頼すべきではないかというふうに思いますので、ぜひお考えを再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、特に最高12を兼務しているというのは、特殊な職務でやむを得ない方なのかどうかわかりませんが、これが条例の決め方……先ほど市長も言うておりましたけれども代表者、こういうふうに規定をされているのか、その団体の推薦されている者、こういうふうに規定をされているのかによって選び方が異なる、そのとおりだと思います。

したがって、代表者と規定したために10も12も兼務しなきゃならない、こういう物理的な問題もあるのではないかと。とすれば、むしろ代表者と明示をされているのが妥当かどうか、このことも検討する必要があるのではないかと。この辺についてぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますし、この最高12という、あるいは4つ以上兼務している人がこの前の答弁ですと9名おられるということでもございましたけれども、こうした方がそのような条例上の制約に基づいてそうなっているのか、その辺も十分検討をする必要があるのではないかと。そうした条例の決め方がいいのかどうかということも、ぜひ検討していく必要があるのではないかと。そう思います。

それから、公募制の問題ですけれども、いろいろ検討した結果、公募制の導入は考えられないと、こういう結論に至った。こういうことでもございましたが、私たちの会派で視察をした福岡県古賀市においても、市長が答弁したようなさまざまな問題点が議論されたそうです。しかし、「市民参加の市政づくりを目指す」という市長の政治姿勢、市長の考えにより公募制の導入を規程に盛り込むことになった、こういうことでもございます。

古賀市の委員の公募については、「より広く市民参加の機会を確保するために、その委員の一部の職等に当たっては公募するよう努めるものとする」と規定され、具体的な公募の方法については委員公募実施要領に定めておりました。実施要領によれば、市内に住所を有していることと、20歳以上の者であればだれでも応募資格を得ると、こういうふうなことになっています。

委員の決定に当たっては、公開抽選と小論文による選考の二通り、それとそれを組み合わせたもので決定されるそうであります。応募者が応募に満たない場合は、当該応募者をもって委員とすることができることも規定されておりました。また、応募人数に満たなかったことはなかったそうです。

このように、新しい制度を導入する場合には、市長の決断と政治姿勢にあることは明らかであるのではないかと。このように思います。本市で心配するような事務処理上の混乱もなかったということでもございました。

そこで、本市の場合は、委員としての適任性あるいは責任性、利益・利害、いろいろできないことを並べているようでありますけれども、委員としての適任性というか、そういう基準というのはどういうふうに判断するのか、どういうことを指しているのか、伺いたいというふうに思うんです。

古賀市のように、二十を過ぎて市内に住所を持っている人であれば、すべてこれは私は委員になれる資格を持っている、適任性を持っていると、こういうふうに思うわけでありますけれども、適任性がどうだとか、そういう考え方についてどうもわかりませんので、適任性というのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

また、応募に満たない場合も心配しているようでありますし、県内でもやっている自治体が少ない。こういうような答弁が前回あったようですけれども、一体どこの自治体を調査してきたのかということもまず教えてくださいたいと思いますし、むしろ応募をしたけれども応募に満たなかったということは、何か原因があるのではないかと。むしろその原因を探って、その対策を考え、検討すべきであったのではないかと。このように思うんですが、そうした検討などもなされたのかどうか、伺いたいというふうに思うんです。

確かに、現在は市政参加に対する関心は残念ながら低いのかも知れません。しかし、この低い原因は何かとい

うことを考える必要があるんだというふうに思うんですね。やっぱり、行政が情報公開をしていない、市政参加づくりに市民を参加させていない、こういうところに大きな原因があるのではないかと思うんですね。

やっぱり、行政参加に対する関心度と情報公開度は大きな関連があるのではないかと思うんですね。そういう意味で、市政参加に対する意向調査や、市民がどのような情報を知りたいのかなどのアンケートや意向調査などをやっていく必要があるのではないかというふうに私は思っているんですが、そうした考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、女性委員のですね、前回は69名、今回76名ということで大幅に上昇したと、こういうふうにおっしゃられました。1年間でこれだけ上昇したということは努力の結果であるというふうに思っております。

そこで、先ほどもお尋ねしましたけれども、この76名の実数ですね。十も兼務している人が3人いれば、これだけで30になるわけですから、延べ人数でなくて、76名中実数として何人、女性の委員数を教えていただきたいというふうに思っております。

委嘱一覧表の関係については、先ほど申し上げました。

あと、この女性委員をどういふふうにお願いをするかということは、古賀市なんかでも、あるいは取り組んでいる自治体でも非常に苦勞をしていると、こういう話は率直にお聞きします。なかなか頼んでもしり込みをされると、こういうことがあるようであります。多分、本市でもそうなのではないか、いろんな情報を使って、あの人がいいんじゃないかという情報を聞いて、担当課の方はお願いに行くのではないかというふうに思いますけれども、やっぱりしり込みをされる、それで断られるということが多いのではないかというふうに思うんですね。

そういうことで、女性同士のそういう……要請なんていうと非常に言葉がかた苦しいというか、何か教育するみたいなことで、言葉としては余り適当ではないのかもしれないかもしれませんが、そうしたグループ化をしてですね。こういうのが今、市で取り組んでいるんですと、こういうことでぜひ参加をしてもらいたいというようなことで市の勉強会、こういうようなことでもいいと思うんですね。

そういうものをある程度人材を把握をしているわけですから、データベース化なんていうとまたこれもかた苦しいわけですが、そうしたものを活用して、やっぱり女性に、登用されるような人を育てていくということは、拡大をする上では本当に必要なのではないかというふうに思うので、今は考えていないようではありますが、取り組んでいないということでもありますけれども、こういうのは必要だというふうに私は思いますので、ぜひこうしたことについても再度お考えをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

あと、委員会・審議会の公開についてでありますけれども、自主的に判断ということでもありますけれども、先ほど言ったように、やっぱり市長が任免をしているという、本当に独立をしているのかという問題もあるのではないかというふうに私は思うんですね。しかも、その自主的に判断するにしても、具体的に傍聴を申し込む人がいないと、その委員会のまないたに上がらないという実態もあるのではないかというふうに思うんです。

したがって、傍聴に来るか来ないかは別としても、そういう日程を事前に知らしめておかなければ傍聴にも行けない。自主的に判断するにしても、そういう議論にならないのではないかということも申し上げておりますので、ぜひ研究をしていただきたいなというふうに思います。

以上申し上げて、2問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かが、かなりありました。それで、まず資料の配付ということでございますが、市としましては必要な時期に、あるいは必要な会議にそれなりの資料を提供しておるところでございますが、もっと出せということでございますれば、そういうことはどういう会議にどの程度出すかというようなことは考えてみなくちゃならないと思いますが、これは出しておると思っております。

それから、やっぱり顔と顔というのが、これが寒河江市のような都市では必要なのだらうと思っております、市民にいわゆるフェース・トゥ・フェース、直接に会っての話し合いということが大変私は必要だらうと思っております。

市報なども大分見てくださるようになりましたけれども、大きなテーマで大きく取り上げましても……私など会議に行って話しまして、何月何日の何号の市報に出ておりますよと言うと、「はあ、そうでしたっけ」と、見なかった、見なかったと、こういう方が非常に多いのでございまして。ですから、紙面ということもありますが、やっぱりフェース・トゥ・フェースの直接対話というようなことを、私のみならず職員も大変心がけておるようでございますので、そういう方向というのはこれは一つの情報公開じゃないかなと、このように思っております。

それから、交際費の紙面公開と、これは先ほど申し上げましたように、広報委員会あたりでどのような話が出るか、話題にしてみたいと思っております。

それから、外郭団体でございますが、国の独立法人等の公開法が出てきているわけでございますので、それらをもっともっと検討したいと思っております。

そして、外郭団体から助言を求められたというようなときには、これは協力しますし、あるいはまた個々の団体等の意見なども聞いてみるということも考えてもいいのかなと、このように思っております。

それから、一覧表の作成でございますが、これは先ほど申し上げましたように、30程度の委員会・審議会でございますから、大体はみなうちの職員はあの方はどこに入っているかというのはわかっているようでございますが、まあその辺をどこかうちの庶務担当とするか、そんなところで統一できれば……されないことはないわけでございますので、考えさせてもらいたいと思っております。

それから団体の代表者と、こういうことでございますが、これは団体の代表者でございますから、普通は会長ということになるわけでございますが、それで、これは団体の意思というものを尊重しなくちゃならないわけでございますから、あなたの団体のこれこれということでこちらで指名するというようなことも、これはやっぱりその団体の意思を尊重しないこととなりますので、そういうこととも絡み合ってくる問題でございます。

それから、委員の構成の問題がございまして、これもですね、やっぱり審議会・委員会の設置あるいは趣旨に沿ったような方が適任者というのが大体あると思うわけでございますし、余りそういう条件といたしますが、ついでにございまして、それに沿ったような方でなければ、これはただ構成する……年齢構成と住所要件だけでどなたもと、こういうものでいいのかなど、こういうことがあるわけでございます。そして、応募した方々を今度選考する段階になりまして、あなたは応募してきましたけれども、これこれだめですと、こういうこともですね、大変これは難しい問題だらうと思っております。そんなことで、まず大変厳しい話だなと、こう思っておるわけでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、定数に満たないような場合にはどうするかと、いろいろ出てくることでございますので、非常にこういう……言うはやすしだらうと思っておりますが、実際には、やるということになりますといろいろな問題がかえって出てくるのじゃなからうかなと、こう思っております。

それから、審議会委員の女性の実数、これは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、女性のリーダー養成と、こういうことがございました。先ほど答弁したことでございますけれども、

これまたやっぱり、応募制にしましても、あるいは指名制にしましても、どういう方面でのリーダーなのかというようなことをですね、こういうものを設けるといことはいかなものかなと、こう思っておるわけでございまして、先ほど答弁申し上げましたように、特別に指定しないで、いわゆる女性の地位の向上とか、あるいは女性の教養の向上とか、こういう方面に力を入れて、あるいは行政に対しての認識というものを深めていただくようなチャンス、そういうものを設けていくとか、そういう方向に行くことがより一層必要なものであって、改めてリーダーとかというようなことになると、難しい問題も出てくるのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、審議の公開等につきましては、先ほどの答弁申し上げたところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 実数についてお答えいたします。女性委員76名のうち、57名です。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 ちょっとわからないことがございますが、この一般公募制で適任者がどうだと、やっぱり適格性が必要なのではないかと、こういうお考えの方ですけれども、私はですね、極端に言えば、禁治産者とか準禁治産者とか、そういう方を除けば、市民だれでも私は適任者だというふうに思うんですね。その審議をされる、あるいは委員会の議題に供されている課題に関心を持っているから応募するわけでありまして、応募された方はすべて適任者だと、こういうふうにやっぱり受けとめるという前提が必要なのではないかというふうに思うので。

それで、確かに応募者が多い場合は選考しなければならない、これはやむを得ないと思うんですね。公開抽選、こういう方法が一番そういう意味ではベターだというふうに思いますし、そういうことで何ら公開で抽選をすれば、何か差別をして、あなたはだめだと、こういうことを言っているわけじゃありませんから、外れた人もそれではこの次ももう一度応募するかとか、そういうことで割り切れるのではないかというふうに思うんです。

事務的にもそんなに煩雑なものではないのではないかと。煩雑にしようとすれば幾らでも煩雑にできるわけでありまして、簡単にやっていく、こういうことでやっぱり実施に踏み切るのがよかったですのではないかとこのように思います。残念ながら一定の結論が出ている段階で、市長もそれをまた 180度切りかえ、わかりました検討しますというふうにはならないというふうに思いますので、これ以上申し上げませんが、そういうことで十分対応できるのではないかとこのように申し上げておきたいというふうに思います。

それから、委員会の構成の問題で、ちょっと市長が私の質問を間違っただけで受け取られているようでもありますけれども、それぞれの設置条例に団体のこういう団体とか、こういう方からということで、そのことを言っているのではなくて、その団体の長あるいはその団体の中からは、こういう表現で大分違うのではないかと、選ぶ方ですね。団体の代表者となれば、もう当然代表者は1人ですから、自動的に決まるわけですね。だけど、その団体の中から推薦をした者と、こういう表現にすれば、それぞれその団体の中でも得意、不得意というか、関心度の違い、こういうものもあるので、そうすれば選びやすくなるのではないかと、こういうことを申し上げているのでありまして。例えば町会長連合会長と書かっているところを、いや別な団体を出せと、こういうことを申し上げているのではございませんので、念のため申し上げておきたいというふうに思います。

確かに、団体の意思を尊重するということは、民主主義の社会ですから当然だということに思います。それは尊重しなければならないわけですが、やっぱり偏った人数に、人員にならないようなお願いは、委嘱する側としてはできるのではないかと。それは何も団体の意思を阻害するものではないというふうに私は思いますので、ぜひこうしたことも含めて、審議会・委員会の設置は、趣旨を生かしたものにやっぱり改善をしていく必要があるのではないかとこのように申し上げておきたいというふうに思います。

そういうことを申し上げて、あと特に外郭団体の情報公開については、そういう情勢にあるということは市長も十分御認識だということに思いますので、ぜひ早い機会にですね、外郭団体の情報公開が実現するように期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

荒木春吉議員の質問

佐藤 清議長 通告番号24番について、5番荒木春吉議員。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として、24番、公立小・中校の少人数学級について質問いたします。

11月23日の毎日新聞のコラム「新教育の森」によると、今夏の定例会見において、本県の高橋和雄知事は、二、三年以内に県内の全小・中校のすべての学年で1学級の生徒数をおおむね30人とする方針を表明しました。先生をふやせば雇用対策にもなる。橋の一、二本は儉約しても実現したいとの意気込みだとのこと。

公立小・中校の学級定数は、1947年度に50人になり、64年度に45人、80年度に40人と徐々に少なくなってきた。その後、21年間は据え置かれていたが、ことし都道府県教育委員会の判断で40人未満にできることになった。これを受けて、秋田、新潟、広島、愛媛、鹿児島は5県では、小・中校の一部の学年で1クラスの生徒数を30ないし35人程度に削減し、今年度から実施しています。

首都圏では、独自に学級定数を削減する市も出現しました。少人数学級の実現の公約で当選した新人市長を持つ埼玉県志木市では来年度、八つの市立小の1・2年生で1学級の生徒数を平均25人に減らすそうです。2003年度には中学の1年生にも導入する方向で検討を開始したとのこと。図書館の司書の多さで知られる千葉県浦安市では、昨年度から全小・中校でチームティーチングを行っています。

そして、我々緑政会1年生5名が傍聴した今日6日の県議会答弁で、木村 宰県教育長は、現段階の方針として、来年度から小学校の全学年を対象に1クラス当たり21ないし33人の少人数学級編制を導入したいとの表明をしました。これは、文部科学省が少人数授業の効用を説く中での県教委の少人数学級という独自の道の選択であります。

小学校については、34人以上が1学級のための学年は、算数、国語等で30人授業を行うやまびこプランで対応する方針です。中学校の方は、少人数学級編制ではなく、やまびこプランと同様の少人数授業を実施することです。

文部科学省によれば、秋田、新潟の両県では、小学校1・2年生を対象に30人程度学級の実施、愛媛、鹿児島の両県では、学年などの条件つきで35人以下学級を採用しているそうです。今回の本県方針表明どおりとすれば、全国で初めてになりそうです。

県教育長によると、少人数学級のねらいは集団としての教育効果への配慮であり、子供たちに基礎・基本を徹底するとともに、1人ひとりの個性や能力を引き出す教育を進めたい。同時に、問題行動の未然防止にもなることとあり、実際の学級編制を決定するのは各市町村教委だが、ほとんどが少人数学級を導入する意向を示しているとのこと。

これらの動きに対して、文部科学省は、自治体独自で法定基準の1学級40人を下回る少人数編制とした場合、国補助を出さず、新たな人件費増は県負担となると言っています。これらの国・県の動向を踏まえ、本市としてはどのような方策を考えているのか、教育委員長に伺って、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 公立小・中学校の少人数学級についてお答えします。

学級編制につきましては、国が定めた標準に基づいて、都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、その基準に基づいて市町村教育委員会が行うことになっております。その際、都道府県教育委員会と協議し、同意を得ることとされております。

一方、平成13年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されておりますが、これは中央教育審議会や研究協力者会議などの提言を受け、硬直的であると指摘されたそのシステムをより弾力化したものであります。

改正の骨子として、一つ、第七次教職員定数改善計画により、20人程度の少人数指導を可能にすること。二つ、都道府県教育委員会の判断により特に必要と認められた場合には、国の定める標準を下回る数を特例的な基準として定めることができるようにしたこと。三つ目に、教職員定数を活用して、常勤の教員でなく、非常勤講師の活用ができるようにし、国庫補助の対象にしたことなどがあります。

この法律改正を受け、全国的に少人数指導などの取り組みが展開されておりますが、本県においても、今年度からやまびこプランとして小学校において実施されておりますことは御案内のとおりでございます。

本市には、国の加配と県単独の教員を合わせて9人の加配教員が配置され、それぞれの学校の実態に合わせながら少人数授業が行われております。その実践の形態としては、一つの学級を2人の教師で指導する、いわゆるチームティーチング方式や、学級を二つに分割して指導する方式などがとられております。

このような少人数指導の実施により、多様な学習形態の中で児童の興味・関心を引き出しながら、個に応じたきめ細かな支援を行い、わかる授業を展開できること、また児童の発言・発表の機会がふえ、基礎・基本の確実な定着につながっていることなどの成果が報告されております。

さて、県教委の30人程度の学級編制方針に関する御質問にお答えします。

県内すべての市町村立小・中学校で30人程度の学級を実現するという県の構想がことし8月に発表され、全国的に注目を集めましたことは御案内のとおりでございます。

マスコミなどによりますと、現在進められておりますやまびこプランの拡充を併用するなどして実施するというものであります。しかしながら、この構想の実現のためには人件費の予算的裏づけの問題、教員の確保の問題、施設の問題などクリアしなければならない課題がございます。

その後、12月6日の県議会本会議において、県教育長が来年度から少人数学級編制を実施したいという方針を示したと報じられましたことは御案内のとおりでございますが、その概要は次のとおりであります。

それは、一つ、来年度から小学校全学年を対象に、1学級あたり21ないし33人の少人数学級編制を導入する。二つ、34人以上の学級が1学級のみ学年は、基本教科などで少人数授業を行うやまびこプランで対応する。三つ目に、中学校は、やまびこプランと同様に少人数授業を実施するという内容です。

今後、市町村の意向と準備状況の確認、教員確保の手法確立、来年度予算編成に向けての関係部局との調整などを経て、具体的な年次計画を策定していくようであります。

このような県の構想に対する本市の対応についての基本的な考え方について申し上げます。

本市では、「感性豊かで自ら学びたくましく生きる児童・生徒の育成」を目標に、各学校の支援と指導に努めております。特に、特色ある学校づくりの推進のための予算措置や、小学校学習生活指導補助員の配置に力を入れてまいりました。また、やまびこプランによる加配教員の確保にも努め、一定の成果を上げております。

今回示されました県の学級編制構想について、まだ正式な通知が届いておりませんので、具体的な見解を申し上げる状況にはございません。基本的には、県の方針に沿って、可能な限り実現できるよう取り組んでいきたい

と思います。

しかしながら、平成14年度の予定児童数により試算いたしますと、大幅な学級増が見込まれる学校も出てまいります。学級増に伴う施設的な問題などもありますので、今後示される県の具体策なども見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 荒木議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

きょうの毎日新聞の地方欄によりますと、これアンケートの結果が出ていますが、多分1週間ぐらい前の新聞でも見ると、対象になるクラスはそんなに本市では多くないと思うんですね。たしか10クラスはないんじゃないですかね.....9、教えてもらいたい。(発言する者あり)

県の対応が出てこないとわからないということなんですが、私が申した志木市の例をとりますと、県より市が先に行っているというか、そういう状況なんですね。だから、来年度と言わず、いろいろ施設とか金とかあるんでしょうが、それを超えてですね、考え方、やり方を検討してもらえれば、教育市として先に行けるのではないかなと思っています。

先月号の「文藝春秋」に坊さんの永六輔の話が載っていたんですが、生徒さんをつくっていくにはまず先生ですね、それから給食ですね.....食事、あと友達ということであります。だから、この少人数学級を編制すると、まず先生の数的には何とかめどが立つということなんですが、今のわがままな子供というか、豊かな子供たちを育てていくにはやっぱり数だけではなくて、ちょっとずらせばより優秀な先生、質のところに着目して、いい先生がとれるようにしてもらえれば所期の目的が達せられるのではないかなと思っています。

私も、大学に6年3カ月おまして、あんまり勉強しなかったんですが、先生も学部出ただけではなかなか大変だなと思いますが、お互い切磋琢磨して、職場において、公私両面において切磋琢磨していただいて、我々の未来を保障するであろう子供たちのために活躍していただけたらなと思っています。

これで2問終わります。何かあれば。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時55分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

保科弘治教育長 荒木議員からは、他県の情報等も提供していただき御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

県の目指している少人数学級の導入ということで、1人ひとりに本当に力のつく、そして個性や能力が伸長できるような、そして心豊かな子供たちが育つように、いろいろ困難なこともありますけれども、努力してまいりたいというふうに思っています。

なお、教員の質の向上についても大変大事な問題だと思っております。校内研究とか、いろいろな研修会を通して、そういう質の向上を目指しているわけですが、今後ともそういったことで努力をやってまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

以上です。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号25番、26番について、20番那須 稔議員。

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属をしております政党公明党と通告をしております件に関心を持っている市民を代表して、私の意見を交えながら質問をさせていただきます。

まず初めに、通告番号25番、保健行政についてお伺いをいたします。

厚生労働省は、新世紀の道標となる健康施策であり、21世紀において1人ひとりの健康を実現するための新しい考え方による国民健康づくり運動としての「健康日本21」を発表しました。

健康ということを考えてみると、これは私たちの身近なところでありながら、実態がなかなかとらえにくいものではないかと思えます。そして、健康ブームと相まって、興味を持って語られてきているのであります。

健康とは一体何であるかと、今さらそんなことをと思われる方もあるかもしれませんが、これはわかっているようであっても、人によって解釈が違ったり、また時代の動きとともに、そして生活環境の変化あるいは物の考え方の変化に伴って変わってきていることとされているのであります。

「健康日本21」の中でも、WHOの提唱を引用して言っているように、「健康とは、身体と精神とが社会的に実に良好な状態にあって、単に疾病や虚弱の状態だけではない」とあります。難しいとらえ方ではありますが、健康を世の中の動きとともにとらえ、それに参加し、適応するといったとらえ方をしているようであり、またそれは以前の健康についての考え方、健康はマイナス要因ではないこと、つまり病気がない状態を見ていたこととは変わってきているようであります。

現在においては、疾病は複雑になってきており、特定の疾病がないということで、あなたは健康ですよと容易に言えないと言われているのであります。要するに、健康を生活の中の一環として、健康をライフスタイルに関連したものとして、それが変化する社会への適応といった面で考えるようになってきたところに大きな特徴があるとされているのであります。

一口に健康と言っても、大変に難しいものだと思います。しかし、そこに社会がかかっている限り、「自分の健康は自分で守る」という大原則があるわけですが、しかしながら行政としてしっかりと市民の健康に対する方向性を企画し、進めていく必要があると、「健康日本21」でも言っているのであります。

幸い本市の場合、健康教育として生活習慣病予防知識普及のための健康教室などの開催、それに健康上の悩みや心配事に対する指導や助言などの健康相談、それから生活習慣病の早期発見・早期治療を図るための40歳以上への一日ドック、30歳以上の方への子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、その他保健事業等を実施しているようであり、着実に成果を上げられておられるようであります。

そういう中で、生活のいろいろな分野の変化に合った健康で豊かな潤いのある生活を営むことがすべての人々の願いであり、これを実現するためには1人ひとりが自覚と認識を持つことが大切であると思えます。それに、人生80年時代と言われ、平均寿命も年々伸びている今日において、新たな健康への考え方がつくり出されることが求められているのであります。

それらのことを踏まえながら、以下のことについてお伺いいたします。

今回の質問については、一般質問の1日目で同僚議員も言っており、重複するところもあると思いますが、御了承願いたいと思えます。

一つは、健康づくりをもっと総合的に取り組むために、健康計画の策定についてであります。

このことにつきましては、平成10年12月の私の一般質問でも、健康づくり推進のための計画を策定すべきではないかということを提案させていただきました。市長からは、「今後の検討課題と考えております」との答弁が

あったわけですが、今回「健康日本21」が示されたことで、策定の時期が来ていると思いますがという質問でしたが、同僚議員の今回の質問の答弁で、平成14年度に作成するとありましたので、御領承させていただきたいと思いをします。

二つには、平成12年の質問の中でも、市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るために「健康都市宣言」「健康の日」の制定についても提案させていただきました。また、心の健康ということについても、計画なりを策定する場合に取り入れていただくように要請をさせていただきましたが、市長からも検討・研究課題との答弁でした。これらのことについても、計画策定に当たってどのように位置づけられるのか、お伺いをいたします。

三つ目には、計画策定に当たっては、住民が地域における健康づくりの中核に位置づけられることが望ましいと思いをします。同僚議員への答弁の中でも、アンケートの実施とあったわけですが、そのほか計画作成に市民が参加することについてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、大きい二つ目には、それらの計画の策定に当たって、温泉を活用した健康づくりを位置づけることについてであります。

御承知のように、山形県44市町村すべてが温泉がわき出るなど、温泉がある市町村は全国自治体のうち7割に達しています。

温泉には、本来リハビリテーションやリラクゼーションなど心身両面で健康を増進させる効果があることが指摘されています。温泉がわき出す過程で化学物質が水に溶け込みますが、大別して硫黄や二酸化炭素など9種類の泉質があると言われております。

今、温泉療法が注目をされております。その療法とは、これら温泉に含まれた成分の化学的な効果や天然ガス、泥状物質、さらに温泉地の自然環境や気候要素などを総合的に含めて、医療に利用することだと言われております。換言すれば、人間が本来持っている自然治癒力を生かす自然療法であり、実際には温泉浴を初め、飲泉や温水プールでの水中運動などを組み合わせているようです。

温泉療法のある専門家は、温泉に入浴すると、温度、水圧、浮力、さらに含有成分など総合的な刺激となって、皮膚を通して作用し、自律神経系や内分泌系などさまざまな機能が反応して、体調を正常化すると述べています。

年々医療費がかさむ中で、病気の予防策として温泉の積極的活用が期待されています。本市の寒河江温泉は昭和48年に寒河江温泉第1号源泉が誕生し、その後、新寒河江温泉がオープンするなど、寒河江温泉として県内外にさくらんぼの里とともに名前が知られているのであります。

泉質についても、ナトリウム、カルシウムを含む塩化物泉、硫酸塩泉であり、リウマチ、神経痛、胃腸病などに効果があると言われております。

以上のことを踏まえてお伺いいたします。

一つには、温泉療法ということについてどのように考えておられるのか、お考えをお伺いいたします。

二つには、このような温泉を活用した健康づくりを健康計画に位置づけるべきだと思いをしますが、お考えをお伺いいたします。

次に、健康づくりの方策として、温泉旅館、ホテルなどを利用した健康サービスを実施することについてであります。

不健康で長生きをするなんて御免だ、どうせなら元気な老後を送りたいと、だれもが願っているはずですが、しかし、病院は薬を受け取りに来た高齢者であふれています。この薬漬けとも言える状況が、高い医療費の負担につながっていると言われております。

そのような中で、何でもすぐ薬に頼るのではなく、病気になりにくい健康な体をつくる病気の予防策として、先ほど申し上げました温泉が見直されてきています。ある自治体では、温泉を高齢者の健康増進に生かす取り組みを始めたところ、医療費の抑制につながったという報告もあります。また、高齢者同士のコミュニケーションの場が、病院の待合室から温泉施設に変わり、今まで以上に高齢者同士のコミュニケーションが広がったという

状況も生まれているようです。

このように、温泉は健康増進、病気の予防、人と人との触れ合いなどさまざまな効果が期待されているのであります。それらを踏まえてお伺いいたします。

一つには、市内の旅館・ホテルを利用して、65歳以上の高齢者を対象として生きがい活動事業に取り組んではいかがなものか、お伺いいたします。

平成12年度から本市においては生きがい活動支援通所事業として、60歳以上で自宅に閉じこもりがちな方、あるいは介護保険の要介護認定の結果が「自立」と判定された方が対象で、主に公民館を会場に行われており、大変に盛況を博しているとのこと。それらの活動について、市内の旅館・ホテルを使って実施できないものか。そうすることによって、御老人の方の温泉に入っただけの生きがいづくりと、沈みがちな景気の活性化の一助になればと思うものです。

このような旅館・ホテルを利用した生きがい活動支援通所事業については、厚生労働省も広く普及し、かつ円滑な実施を図るために実施要綱を定め、福祉の増進を図っているようであります。

二つには、高齢者の一歩手前で、いずれは高齢者になる中高齢者の方々、50歳から64歳までを対象として、市内の旅館・ホテルを利用した健康づくり事業に取り組んではいかがなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号26番、住民基本台帳ネットワークシステムについてお伺いをいたします。

近年の情報通信技術（IT）の飛躍的な発展を背景に、社会経済活動は大きな構造変化に直面していると言われており、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワーク化が進行しており、こうしたIT革命の進展は、行政のあり方に大きな影響を及ぼしつつあります。

この間、国においては平成10年に高度情報通信社会推進に向けた基本方針が決定され、21世紀初頭に高度に情報化された行政（電子政府）の実現を目指すという方針が示されました。また、本市においても、電子市役所の構築に向けて現在取り組みを進められているのであります。

そんな中、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化ということで、平成11年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたり、その後、住民基本台帳ネットワークシステムの基本設計が各自治体に示されたとのこと。それを受けて、本市でも法改正の趣旨を踏まえて、平成11年からシステムの構築に向けて現在取り組んでおり、平成15年の全国一斉稼働に向けているのであります。

今回の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加えるとともに、住民票コードをもとにして市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、本人確認情報の提供を行うための仕組みが整備されるとのこと。総務省から示されたこのシステムには、住民サービスの向上と行政事務の効率化という二つの目的があるようです。

そのために一つは、市町村間の区域を越えた住民基本台帳についての事務の処理、二つには法律で定める国の行政機関等に対する本人確認の情報の提供、三つ目には住民基本台帳カード（ICカード）の活用などの三つの実施項目からなっているようであります。

このような住民基本台帳ネットワークシステムのメリットについて見ると、一つには住民基本台帳事務の効率化が図られるとのこと。引っ越しの場合を見ると、まず住んでいる市町村に転出届けを行い、転出証明書の交付を受けた上で引っ越し先の市町村に転入届けを行う必要がありますが、これについて住民基本台帳のネットワーク化を図ることで、全国どこの市町村でも、住民基本台帳カードなどを市町村の窓口で提示することによって、本人の世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになります。また、転出証明書に載せている情報を電子情報として市町村間で送信することで、住民基本台帳カードを引っ越し先の市町村の窓口で提示することによって、引っ越しの場合に窓口に行くのを転入時の1回だけで済むようにすることができるとのこと。

二つには、全国共通の本人確認ができる仕組みが構築されるとのこと。住民基本台帳事務については、平成10年4月1日現在で団体の約94%、人口の約99%が電算化されているのであります。そのことから、それらのネッ

トワーク化を図り、本人確認情報として名前、生年月日、性別、住所、住民票コードなどについて、行政において電子情報として保有し、行政機関などに提供できるようにすることにより、住民票の写しをとりに行ったり、証明書を受けに行く負担が軽くなり、行政機関においても事務の効率化を図ることができるのとこととであります。

三つ目には、住民基本台帳カードを利用することで、各種サービスを受けられることができるのとこと。住民基本台帳カードは、高度な安全確保機能を有するＩＣカードで行われ、住民の申請によって市町村が発行することとなっているようです。

以上のように、住民基本台帳ネットワークシステムを構築し、全国一斉に稼働することによって、住民にも行政にも大きなメリットが生まれるのであります。それを踏まえて、以下のことについてお伺いいたします。

一つには、本市では平成11年度の8月の改正住民基本台帳法に基づいて、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした住民基本台帳ネットワークシステムの構築に向けて取り組んできていることと思いますが、今現在どの程度まで進んでいるのか、進捗の状況とシステム稼働までの進め方についてお伺いいたします。

また、今回のネットワークシステムでは、住民票などのサービスは受けられるようになるわけですが、住民の声の中には戸籍抄本・謄本についても同様のサービスを受けたいとこととが聞かれますが、戸籍抄本・謄本についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

二つには、ＩＣカードについてですが、プラスチック製のカードに小さく薄いＩＣチップを埋め込んだカードとこと。これまでのカードでは、複数のカードを何枚も持ち歩き、その時々に応じてカードを使い分けなければなりませんでした。ところが、ＩＣカードは従来の磁気カードと比べて大容量の情報を記録することができるので、複数の用途を1枚で対応することが可能になるなどの利点が考えられるようであります。

これらのＩＣカードの利点を活用するとともに、他のサービスも受けられることをつけ加えることによって、ＩＣカードの普及率の向上とそれらの利用者の利便にもなっていくのではないかと考えられるのであります。

そこでお伺いいたします。一つには、多くの市民が持っている市立病院の診察券の機能を入れてはいかがなものか。

二つには、商店街の活性化を図ることから、商店街のポイントサービスの機能を入れてはいかがなものか。

三つ目には、ことしの1月から法律が改正され、国民健康保険の被保険者証がカード化されて、個人個人に配付できることとなったわけですが、それらの機能についてもＩＣカードに入れてはいかがなものか、お伺いをいたします。

それに、現在考えているところで、ＩＣカードへの機能の持たせ方などがあればお聞かせを願いたいと思います。

三つ目には、ＩＣカードの身分証明書としての活用ですが、例えば印鑑登録する際には官公署の発行した本人の写真を張りつけした免許証、それにパスポートもしくは身分証明書などで本人の確認をして登録する方法があります。その際、身分証明書が使用されるわけですが、身分証明書を確認することによって、その場で即日登録できるメリットがあるということとであります。特に、運転免許証を持っていない人、それから高齢者で運転免許証を返納した人で、自分自身の証明となるものを持参できない市民にとっては、大変に便利な証明書となるわけです。

また、そのほかにも市民証明書として活用されるわけですが、住民基本台帳カードに本人の写真の張りつけなどをするカードになってくるのではないかとと思いますが、それらのＩＣカードに本人の写真を張りつけなどした身分証明として活用できることについて、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、保健行政の中での健康計画の策定でございます。

我が国の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩などによりまして、女性で 84.62歳、男性で 77.64歳で、今や世界の最高水準となりました。人生80年時代となり、本格的な高齢社会を迎えた今日、だれもが生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができる活力ある長寿高齢社会をつくることが重要な課題でございます。

しかしながら、高齢化の進行とともに、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加して、死因の約3分の2を占めるとともに、仮に一命を取りとめても、寝たきりや痴呆となり、身体機能や生活の質を低下させる最大の原因となっております。

このため、国におきましては、生活習慣病を予防し、健康で元気に生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ることを主眼とし、そのための具体的な取り組みの目標値や総合的な健康づくりの推進方策などを内容とした21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」を平成12年度からスタートさせたところでございます。

また、これを受けまして、県では今年度「ゆとり都山形健康づくり21行動」、いわゆる「健康文化やまがた21」を策定したことは御案内のとおりでございます。そして、これらの計画を具体的かつ効果的に推進し、目的を達成するためには、地域住民にとって最も身近な市町村において、それぞれの地域の実情に即した内容で「健康日本21」の市町村版、つまり市町村計画を策定することが望ましいとされているところでございます。

このため、本市においても、御案内のように平成14年度中に当該計画を策定すべく現在、準備を進めているところであり、この中で市民の健康づくり推進に関する本市としての基本的な考え方や施策の方向などを明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。

健康づくりをもっと総合的に取り組むための計画として、健康づくり推進の基本大綱を策定すべきであり、いつごろ策定するのかという御質問でございましたが、御提案の趣旨に関しましては、市の計画にできるだけ反映させるよう検討させていただきこととし、基本大綱の制定につきましては今後さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、健康の保持増進について市民の意識高揚を図るため、「健康都市宣言」及び「健康の日」の制定を行うべきであり、「健康日本21」の計画にどのように位置づけられるのかという御質問でございますが、御案内のとおり、この計画の目指すところは、市民に対し健康の大切さというものをアピールし、市民1人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ということを自覚し、一人でも多くの方が健康づくりを実践するよう、各般にわたる施策を展開することでございます。そして、それを行政、事業所、そして地域社会が一体となって推進し、支援することにより、生活習慣病を予防していくというものでございます。

本市におきましては、御案内のように、これまで一日人間ドックを初めとした健康診査を実施し、その結果に基づいた健康指導や個別的な健康相談を実施しておりますし、市民100日健康づくりキャンペーン、さらにはウォーキングを普及するための「はーとふるウォーキングマップ」の作成を行うなど、市民の健康の保持増進に鋭意努めてきたところでございます。

最近、朝夕の時間帯においてウォーキングに励んでいる方を見かける機会が多々ありますが、これもこうした本市の取り組みが功を奏して、市民の健康づくりに対する意識が着実に高まってきているあらわれであると考えております。そして、このたび「健康日本21」を踏まえた市の計画を策定し、市民の健康づくり意識をより一層高めていこうとするわけであります。

このような状況でありますので、まずはこの計画を円滑に推進することに全力を傾注してまいることとし、「健康都市宣言」あるいは「健康の日」の制定ということにつきましては、計画を実施してみて、その推移を見きわめながら、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

それから、計画策定に対するところの市民の参画ということでございます。

御案内のとおり、この計画を推進し、実効あるものにするためには、計画が本市の実情を踏まえたものとして策定され、真に市民のものとして受け入れられ、市民の間に普及・定着することが肝要であります。このため、市内の関係機関や団体の代表者などからなる計画策定委員会を設置いたしまして、市民各層の御意見や御要望をいただきながら、反映させるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、温泉とのかかわりについての健康づくりにお答え申し上げます。

温泉を利用した治療、いわゆる温泉療法につきましては古くからあるわけございまして、その効果といたしましては、一般的なものとして温熱効果、浮力効果、静水圧効果、精神安定効果などがあるわけです。また、その温泉の含有成分の質によっていろいろな効果があるわけです。皮膚病、胃腸病、婦人病、虚弱体質などに効き目があるとされております。

それで、昔から多くの方に活用されてきたわけございまして、温泉にはただいま申し上げたような多くの効果があるわけございまして、身体的にも、精神的な健康の保持増進にも有効な方法の一つであると私も認識しております。

御案内のように、本市は温泉資源に恵まれており、身近なところに温泉があるわけございまして、何らかの形でこれを市民の健康づくりに役立てられるよう検討したいと、このように思います。

それから、近年の目まぐるしい社会環境の変化に伴い、いろいろな悩みやストレスを抱える方も多いようございまして、心の健康についても、身体と同様大変重要な課題でございます。このため、ストレス解消や余暇の活用方法など心の病の予防についても計画の中に位置づけるよう、これも検討してまいりたいと思います。

次に、温泉利用と65歳以上の方へのサービスでございます。

現在、生きがい活動支援通所事業ということで、本市の介護予防事業の柱としまして、平成12年度から国・県補助事業を活用して実施しているもので、文化センター、南部地区公民館、柴橋地区公民館、西部地区公民館及び老人福祉センターの5カ所で開催しているわけございまして、

各会場とも毎週1回ずつの開催ございまして、サービスの内容は送迎、ゲームやレクリエーション、趣味、創作活動などのほか、保健婦による健康相談や健康教室、さらには野外研修やクリスマスパーティーなど四季折々の行事を取り入れながら、参加者にとって楽しく効果的な介護予防や生きがいづくりができるよう努めておるところでございます。

また、この支援通所事業をより快適な環境でより効果的に実施するため、会場となる公民館等について冷房設備や段差解消、手すりの設置、さらには備品の購入などの条件整備を行ったところでございます。このため、利用者からは大変好評を得ておりまして、利用者数は10月末で135名と順調にふえおります。

この事業を市内の旅館やホテルで実施してはどうかという御意見でございます。この事業は、御案内のように平成12年度から始まったばかりで、ようやく軌道に乗ってきたという状況でございます。もうしばらくこの状況を見守っていく必要があるのではないかと考えております。

また、旅館・ホテル側の事業受け入れに対する考え方もありますし、その旅館を利用している他のお客様との調整なども必要になってくると思います。また、改修工事なども必要となってくる場合もあるのじやなからうかと、利用者の健康チェックなどのまた課題も出てくると思っております。

このようなことから、御提案の件につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。景気活性化につきましては、他の分野を含めた総合的な対策の中で取り組んでいかなければならないことであるとと考えております。

次に、50歳から64歳までに対するサービスの問題でございます。

50歳から64歳までの方を対象にして、市内の旅館やホテルを利用した健康づくり事業を実施してはと、こういふことでございます。50歳以上の方は、仕事を持っている方がほとんどでないかなと思います。60歳以上で一線を退いた方でも、何らかの仕事をしている方が多いわけでございます。いろんな事業実施方法があると思いますが、どれくらいの方から参加していただけるのかという難しい点もあるわけでございます。

また、先ほどの問題と同じでございますけれども、ホテルや旅館の受け入れ態勢もあるわけございまして、したがってこの件につきましても、今後必要性が高まった時点をにらみながら検討してまいりたいと思っております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてでございます。

このシステムにつきましても、議員御承知のように、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理と国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステムを構築するものでございます。平成11年8月に改正された住民基本台帳法によりまして、全国の市町村、都道府県、国などで一斉に準備が進められておるわけでございます。

この準備作業の進捗状況でございますが、現在までのところ、県が設置する通信回線、通信機器、ファイアーウォール……セキュリティ対策機材のいわゆる不正接続防止装置でございまして……の機器搬入及び調整が終わっており、通信回線は県及び国との接続が済んだ状態になっております。

また、市における準備業務につきましては、既存の住民基本台帳システムの改修が必要となることから、この作業をメーカーに委託しまして、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携部分及びオンラインシステムの改修を進めているところでございます。この作業はほぼ予定どおりに進んでおりまして、間もなく既存の住民基本台帳システムの動作確認作業を行う予定になっております。

そのほか、このネットワークシステムに係るサーバーやプリンターなどの器材につきましても、このほど搬入が行われ、設定作業を進めているところでございます。今後、ことしの12月から来年1月末をめどに、既存の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムで使用される場所のサーバーとの接続テスト、また2月ごろからは住民基本台帳で使用される外字を全国で統一する同定作業等が予定されております。

その他、プログラムテストや実際の窓口業務に沿った異動処理テストも計画どおりに行われる見通しでございます。全体的には順調な進捗となっております。

それから、戸籍謄本・抄本はどうするかというような質問がございました。

謄本・抄本の写しの広域交付サービスなどを実施するには、まず戸籍法等の改正が必要でありますし、戸籍事務も住民基本台帳ネットワークシステムと同様、全国規模の電算化が前提となるわけございまして、戸籍法等の改正につきましては現在余り議論がなされていないことから、今後の国の動向というものを見守っていきたいと思っております。

次に、住民基本台帳カード、ICカードに関する質問がございました。

住民基本台帳カードは、一つには住民票の写しの広域交付、二つには転入転出の特例処理、三つには窓口における本人確認、四つには市町村民証明書としての基本的な利用法のほか、市町村が条例で定めることによりカードメモリーの空き領域を活用して、必要な情報を記録し、多目的に独自の行政サービスを行うことができることとなっております。

本市では、この8月に助役を委員長とした寒河江市情報化検討委員会を新たに設置いたしまして、行政の情報化、地域の情報化などに関する検討を進めております。この中で、ICカードは今後の情報化の中で重要な役割を果たすものと考え、この住民基本台帳カードの多目的活用についても一つの課題として取り上げ、検討しているところでございます。

市で発行しているカードの中には、印鑑登録証カード、それから図書館利用カードなどがあり、これらのカードを住民基本台帳カードに統合できるか、また統合した場合の問題点といったことや、御質問にありました市立病院の診察券、商店街の活性化を図るためのポイントサービスカードといった独自利用についても検討しております。

印鑑登録証カードや図書館利用カードについては可能ではないかと考えておりますが、市立病院の診察券及び商店街のポイントサービスカードについては、利用者が市内の人とは限らないことなどもあり、当面の実現は難しいものと思っております。また、国民健康保険被保険者証については、住民基本台帳カードの有効期限が基本的に10年間であるの対しまして、被保険者証の方は1年ごとの更新を行わなければならない、高価なICカードを使うことが経費負担の点でどうなのかなどについても研究が必要でございます。

これらについては、検討委員会での検討結果を踏まえた上で、いずれにしても独自利用としてサービスを実施していく場合については、条例化をして実施していくこととなります。

次に、住民基本台帳カードに写真を貼付して身分を証明するものとして活用できることについてでございます。お答えします。

住民基本台帳カードの様式は、今後、政省令によって定まるようではありますが、写真入りのものとそうでないものの2種類になる予定でございます。発行を希望する住民の申請によりまして、住所地の市町村長が2種類のいずれかを交付をするものであります。身分証明書として活用が可能な写真入りのものとそうでないもののいずれかを選ぶかは、写真入りのものが必要と思った場合には住民が申請時に選択することとなります。

以上でございます。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、2問目の方に入らせていただきますけれども、今回の私の提案に対しまして、真摯に受けとめていただきまして検討いただきました。本当にありがとうございます。

一つは、「健康日本21」を受けての健康計画の策定ということでありまして、市長からは基本大綱という言葉が出てきました。そして、この計画については「健康日本21」の方でも言っているし、市長も話をしておられましたけれども、策定義務がないということで、市町村については策定することが望ましいというような書き出しで、21の方では言っております。

そして、その計画性の位置づけでありますけれども、非常に大事な計画だということで、各市町村の総合計画と同じようなレベルで計画を策定しなさいというようなことも書き出しでありました。

そういう意味では、市長の方でも平成14年度から基本大綱という中で計画をされるということを英断されたことに対しまして、敬意を示させていただきたいなど、このように思っているところです。

それで、前にも御提案申し上げました「健康都市宣言」、それから「健康の日」の制定ということでありまして、私もこれは最初から「健康の日」、健康の宣言がありきではないなと思っております。やっぱり、事業推進をして、ある程度事業が軌道に乗った段階の中で、最終的に健康というのは市民がやるわけですから、市民の中でその制定する時期、あるいはチャンスなどもありますから、その辺のところを制定するのかなと思いますので、市長の方でもこれからのいろんな事業の推進の中でやられるという話でございました。

それで、この計画でありますけれども、県の方では10年というスパンの中でそれぞれ政策を、今回計画を考えておられますけれども、市の方でも10年という中で今回の計画なのかなと思いますけれども、その辺どうか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどありました住民の参加、これも「健康日本21」の中では住民第一という言葉で表現されておられて、結局最終的には健康推進のかぎを握っているのは住民だということで、その市民・住民を前面に出して計画に参加すべきだと。

そして、当然アンケートなどもとられて、住民の声なども反映されると思いますけれども、第1日目の質問の答弁の中でも話しておりましたけれども計画策定委員会、その中に市民の代表を入れてというような答弁もあったように記憶しておりますけれども、計画を作成する段階での市民の参加、これも大事なんですけれども、やっぱり計画をつくることだけが目的ではない。市長もそういう考えだと思いますけれども、計画をつくって実施をして評価をする。

よくプラン・ドゥー・シーとありますけれども、それを回していくことによって健康というものがより市民のものになるということなのではないかなと思いますので、その辺この実施、評価、その段階、評価段階の中でどういうふうな住民の声、あるいは当然……第1日目にも市長が話しておりましたけれども、途中で当然見直しをしたりすることがありましたので、その辺のところ住民の声、市民の声というものをどういふうに取り入れられていくのか。その辺なども、今現在おわかりであればお聞かせを願いたいなど、このように思っているところです。

それから、温泉でありますけれども、温泉については第1問目でも話したように、非常に温泉の効果があるということでもあります。当然、寒河江も寒河江温泉があると、市長からも温泉の効果は今後十分に発揮をしながら利用していきたい、活用していきたいと話がございました。

それで、これはちょっと外国の言葉で恐縮なんですけれども、ドイツには「1ドルを使って3ドルを節約する」という言葉があります、これスローガンだそうです。ドイツはクア施設があって、非常にクアで名高いんですけれども、要するに1ドルを予防に使うと、3ドルの医療費を削減するというような言葉だそうです。ですから、温泉という、クアというものが非常に健康にいいというようなことで、そういうふうなスローガンを掲げて

やっているように思いますけれども、そういう意味ではこれ、健康になること自体がやっぱり医療費を使わない、医療費を使わないということは保険も使いませんから、当然医療費の節減になってくると思いますので、そういう意味では温泉の活用、十分に御検討をお願いしたいなということでもあります。

そして、先ほども話をしましたけれども、これちょっと資料が古いんですが、1994年と1997年を比較したデータ、これは全国健康保険中央会の方から資料が出ております。そして、これは1人当たりの診療費の比較で、1994年と1997年でどういうふうになっているかという数字です。

これを見ますと、3,000の全市町村が入っておりますけれども、その中で山形県が二つ入っています。これは山形県の大蔵村と山形県の村山市が入っています。そして、これを見ますと、1994年に39万1,848円が1997年に37万2,297円、ですから5%の減少率と。そして、村山市が49万4,741円、1997年が47万3,580円ということで、4.3%の減少という数字がここへ出ております。そして、これは単純には言えないかと思いますが、国保連合会の方では温泉活用ということが非常に医療費の抑制につながっているという数字が出ておるところです。

ですから、そういう意味では、非常に温泉の活用というもの、やっぱりこれは自然療法的に温泉に入って健康になって、非常にいい気分で帰ってこれますから、そういう意味ではひとつ今後とも、温泉ということに対しまして、市長の方からもこの計画の中に取り入れていくという話がございましたから、十分検討を加えながら、温泉の活用で市民の健康を守ることなども含めながらお願いしたいなということでもあります。

それから、65歳以上の温泉を利用した健康サービスでありますけれども、これは実際に市長の方からも、非常に今……もう既に平成12年度から事業がスタートしておりますので、これを公民館から旅館・ホテルの方に変えるというのは非常に難しいことではないかなと思います。

そして、これは実際に温泉効果というもので、隣の東根市の方で県内で初めて、全国でもこれ注目をされておりますけれども、温泉を利用しまして生き生きデイサービスというものが実施をされております。65歳以上、要するに介護保険に漏れた自立の方、あるいは丈夫な御老人ですけれども、そういう方を対象にやられておまして、今現在600の方が利用されていると。実際には24軒の旅館がありますけれども、16軒のところではやられていると。

大変好評でありまして、月曜日から金曜日までの、やっぱりお客さんが非常に少ないときを利用して。そして、市の方では福祉協議会の方に委託をしまして、福祉協議会の方では温泉組合と契約をして実施をされているということでもあります。

そういう意味では、これは非常に注目をされている温泉を使ったデイサービス、東根の方では生き生きデイサービスということによっておりますけれども、そういうことなどもひとつ頭の中に入れていただきまして、今後ひとつ旅館・ホテルなどを利用したデイサービスということなども、今後の検討課題ということでもありますけれども、市長からも前向きに御検討をお願いしたいなということでもあります。

それから、50歳以上65歳というのは、非常にこれは難しいのではないかなと思います。そして、実際にこれはやっている市町村がありまして、50歳から65歳の方で国民健康保険に該当している方で、11月から3月まで、要するに農家の方を対象とした事業というような事業をやっておられる自治体があります。そして、これは期間を限定しておりますので、やっぱり50代から65歳あたりまでは非常に社会的にも忙しい方でもありますので、そういう意味で期間を限定してやっているというような自治体もございますので、ぜひ今後研究をしていただいて、ひとつ実施に向けて御検討方をお願いしたいなということでもあります。

それから、住民基本台帳ネットワークでありますけれども、これは市・県あるいは国の方では指定情報機関を設けて、それぞれコンピューターによってネットワークシステムが組まれるわけでもありますけれども、本市の方も平成15年の稼働に向けて鋭意今努力されているという話がございました。

それで、平成15年8月、フル稼働ということで総務省の方では言うておりますけれども、その前に、総務省の指示ですと平成14年8月に第一稼働、要するに第一次稼働、第二次稼働と分けましてそれぞれ稼働するという話

なんですけれども、平成14年8月には第一次稼働というようなことで言っておりますけれども、その辺平成15年と平成14年の8月の稼働、一次稼働、二次稼働それぞれどういうふうに違うのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、戸籍抄本・謄本でありますけれども、これは平成6年から改正されまして、電算化ができるようになったわけです。そして、たしか本市の場合も電算化に踏み切るといえますけれども、いつころから戸籍抄本・謄本の電算化をされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

そうしますと、各自治体市町村関係で、この戸籍抄本・謄本の電算化が始まりますと、今言ったように、このシステムに乗せてもとれるような時代が来るのではないかなと、そのためにも先ほど市長からあったように、国の方で法律を改正しなければなりませんけれども、その第一歩としてひとつ市の方で電算化、要するにコンピューター化されるような計画があるかと思っておりますけれども、いつころからされるのか、お聞きをさせていただきたいと思っております。

それから、このシステムの中で、非常にセキュリティーといいますが、当然全国の市町村あるいは県・国を飛んで、いろんな情報が飛び合いますから、このセキュリティーというところで非常に疑念があるような方も中にはいるのではないかなと思っておりますので、その辺今回のこのシステムの中でセキュリティーというものをどういうふうに考えておられるのか。

私も、いろんな本を読ませていただきましたけれども、やっぱり例えばセキュリティーの中ではシステムのセキュリティー、それからネットワークのセキュリティー、あるいはカードのセキュリティー、いろんなセキュリティーあるようでありますけれども、具体的にどういうことなのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

あとは、ICカードの付加の持たせ方でありますけれども、これは病院あるいは商店街のポイントカード、そして国民健康保険証でありますけれども、非常にこれは難しいところもあるのではないかなと思っております。ただ、せっかくこれICカードをつくるわけありますから、そういう中でこの付加価値といいますが、そういうものを多く入れるものは入れられるという中で取り組んでいただきたいなというようなことであります。

特に、商店街のポイントカードとか、あるいはその他につきましては、たしかこのICカードの普及ということが目的で、通商産業省の実験ということでもありますけれども、山形市で始まったということを聞いております。東北では山形とそれから福島の間津若松だそうでもありますけれども、その辺今、山形でやっているこのICカードの実験証明といいますが、そういうものの状況、どのようなものをやっておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、身分証明でありますけれども、これは要するに今回のICカードでも写真を張ることによって身分証明書として使えると、これは本人が選べますので。ですから、市の方でもそれなりの対応をされるということでもありますから、そういう意味では市民の方でも今回このICカードが身分証明書として使えるということで、非常に喜んでいるのではないかなと、このように思っているところです。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、先ほど専門語なものですから、私もちょっと読み違えましたことを訂正しておわびしたいと思います。「がいじ」でございます。外字と書いて「がいじ」といいます。

それから、温泉の活用でございますけれども、先ほども申し上げましたように、計画の中にどう入れるかというようなことでございますが、寒河江なりに何とか、どうしようかなと、このように入れるにもどのような形で入れた方がいいかなというようなものを検討しておるところでございます。

それから、ホテル・旅館の支援サービス、これはやっぱり東根のように温泉旅館というのが非常に多い場合ですと、あいているところもあるだろうと思えますけれども、本市の場合ですとまだそこまでいっていないのでございまして、そしていろいろな課題もございまして、先ほど答弁したようなことになっておりますので御理解いただきたいと、こう思っております。

それから、計画の進行管理と、これは大切でございまして、やっぱり策定して終わりというものじゃございませんで、これを実効のあるものにするということにしましたならば、やっぱりプラン・ドゥー・シーでございまして、実行しまして評価しまして、必要ならば見直しを行うと、これは当然のことでございます。いわゆる進行管理が大切なわけでございます。そういうことから申しまして、一定期間ごとに計画の評価、見直しというようなことは大切なこと、このように思っております。

それを行う際にも、関係機関とか団体の代表とかからなりますところの進行管理のための委員会なども設置してはどうかというようなことを考えておるところでございます。

それから、住民基本台帳の話でございますが、一次稼働と二次稼働でございますが、この二次稼働というのはこれは本番のことでございます。ですから、一次稼働は平成14年、来年の8月予定でございまして、その中には住民票コードの住民票への記載の開始がございまして。

それから、二つ目には、市町村長から知事への本人情報の通知、それから知事から指定情報処理機関、いわゆる地方自治情報センターでございますけれども、知事から地方自治情報センターへの本人情報の通知でございます。そして、この地方自治情報センターから国の行政機関等への本人情報の提供とこういうこと。

三つ目は、本人確認情報保護委員会、それから県の審議会の開設というようなことが平成14年の8月までにやらずにかならない仕事でございます。

そして二次稼働、いわゆる本番、平成15年の8月までには住民票の写しの広域交付、二つには転入転出の特例処理、3番目には住民基本台帳カードの交付と、これが開始されて本番ということになります。

それから、コンピューター情報の提供でございますが、これは来年の2月から3月の末にかけてサーバーホスト連動テストと、それから文字同定作業と、いわゆる文字の分類作業、こういうものをやることになっております。

それから、ICカードの持たせ方でございますけれども、これにつきましては第1問で答弁したとおりでございます。

それから、現在のICカードの状況につきましてどんなものがというようなことにつきましては、担当課長から申し上げたいと思います。

次に、セキュリティーシステム、いわゆる安全策でございますが、機械もですけれども、それから個人情報両面にわたってのセキュリティーシステムがどのようになっているかというような質問でございますが、システムで使用されるネットワークというものはNTTの専用回線を使用して構築され、一般の回線からは侵入できないように隔離されております。

また、ネットワーク内に侵入されないようにファイアーウォール、いわゆるセキュリティー対策機材がすべての機関に設置されて、不正にアクセスすることが困難になっているほか、ネットワーク上で流れる通信データは

すべて高度な暗号化技術を用いて暗号化されております。そのようなことから、通信データの内容がわからないようになっております。

そのほかには、通信する相手とは相互に認証を行い、認証ができないと通信が行われないような仕組みや、各自治体においてシステムを操作する担当者には指定情報処理機関、先ほど申し上げました地方自治情報センターから操作者用のＩＣカードが配布されます。このカードをカードリーダーに差し込まない限り、住民基本台帳ネットワークが操作できない仕組みとなっております。

さらに、操作者用のＩＣカードと住民の手に渡る住民基本台帳カードには、内部の情報がパスワードなしには読むことができませんし、パスワードも一定回数間違った場合には、そのＩＣカードは使用できないようになっております。また、分解等を行った場合には、中に記録されているデータは破棄されるようになっております。そのほか、ネットワーク内に流れる通信データ及びＩＣカードから読み取った情報というものは、最新の認証技術というものをを用いまして、改ざんを防止するようになっておりますし、操作及び通信状況は常に監視され、記録もとられることになっております。

このように、システムは二重、三重のセキュリティー対策が施されていると聞いておるところでございますし、そのようにもっていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 市民課長。

井上芳光市民課長 山形市における経済産業省の実験事業についてお答え申し上げたいと思います。

平成12年度で全国で21地域、東北地方では山形市と福島県の会津若松市で行っております。この事業につきましては、来るべき電子申請、電子認証への対応するためＩＣカードの普及を図り、地域情報化、電子市役所構築の基盤整備を推進する目的でございます。

サービスの内容といたしましては、行政サービスとしましては住民票の写し及び印鑑登録証明書などがございます。民間サービスとしましては、中心市街地におけるポイントサービス、これは１ポイント２円だそうでございます。そのポイントがたまれば景品などと交換できるシステムになっているそうでございます。なお、中心市街地での駐車場利用の連記などに利用できるようになっております。

なお、このポイントサービスには、ポイントサービスを入れるための端末機が必要でございますので、新たに運営会社を設立して行うようになっております。

なお、これらのカードの利用でございますが、山形市内に５台の自動交付機を設置して行う予定になっているそうです。総事業費が３億１、０００万円でございます。

ＩＣカードにつきましては、１５歳以上で外国人は除きというふうになっております。８万 ８、０００世帯の方に申し込みを送付いたしまして、当初３万枚を予定しておったのですが、今現在で６万 ３、０００枚の申し込みがあるそうでございます。来年１月中には印鑑登録証、登録手帳と引きかえに、山形市の市民課の窓口で交換引き渡しをしたいというふうなことになっているようでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目は手短かに話しますけれども、先ほど市長からもありましたけれども、温泉の効用なんですね。先ほども話しましたように、非常に温泉がいいということで、寒河江の方も、市長の方では寒河江温泉の方に行かせながらいきたいということでもありますけれども、実際にこれ、例えば村山の暮点などは暮点温泉という施設をつくって、そこで……これは温泉に入った場合に、要するに医療費の控除が受けられる制度があります。

これを利用して、要するに指定されたクア施設の場合ですと、治療目的で温泉療法を行った場合に、所定の条件を満たした場合は利用料が医療費から控除されるというようなこともありますので、それもなっておりますけれども、その辺市長の方は、実際に寒河江温泉をこれから活用するという中で、どういうふうを考えておられるのか。暮点温泉のような施設をつくって、その中で温泉というものを利用したいいろんな健康サービスを考えていらっしゃるのかどうか、その辺一つお聞きをしたいなというところです。

それから、市民の方を第一と考えての計画、健康計画大綱の作成でありますけれども、私は計画を策定する段階ばかりではなくて。やっぱり実施の段階でも、あるいは評価の段階でも、それぞれ見直しの段階でも、市民の中に入れながら、いろんなふうに状況を勘案して、やっぱり、最終的に健康というものは市民の方に戻ってきますから、その辺のところを考え合わせた上でやるべきではないかなと思いますので、市長の方からもそれなりの話がありましたけれども、私は市民を全面に入れたものなのかなと思いますので、その辺もよろしく願いしたいなというところです。

あと、住基についてはセキュリティーシステム、これは非常に市民の方も心配していらっしゃる方もおりました、この内容がなかなかわからないということで心配されている方もいると思うんですけれども、やっぱり今話があったように、二重、三重、四重の安全のもとでこのシステムが稼働されるということですから私は安心しておりますけれども、その辺操作する方のICカードの持ち方とか、あるいは操作する方自身の今度はいろんなふうな指導などもあろうかと思っておりますので、その辺を含めながら、やっぱり信頼される中での地域システムの活用ということなどもこれからの検討されることなのかなと、このように思っているところです。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 健康づくりの中での温泉、施設までつくってというのは私は難しいと思います、実際問題といたしまして。公設民営という方法はありますし、また民民というのもありますけれども、現在の状況の中では施設ということは非常に厳しいと思います。何かソフトの面でのいわゆる温泉療法で行政がやれること、あるいは市民にやっていただきたいこと、あるいは一緒になってやって、温泉療法が効果を上げるようなことがですね、そういうようなものを今度の計画の中に入れられないものかと、こう思っております。

それから、策定委員会には、先ほども何回も申し上げましたように、市民の声が反映できるようなものにしてまいりたいと思っておりますが、どのような人選をした方がいいか、どういう該当者にしたらよいか、これから十分検討させていただきたいと思っております。

それからセキュリティ、これはいろいろ外部に委託なりするなり、あるいは内部でタッチする分もあるわけでございますけれども、施設の方におきましても、あるいは操作の面におきましても万全を期して、情報というものが守られ、そして秘密が保たれるように、外に漏れて変に活用されないようなことをしてまいりたいと、こう思っております。

以上です。

散 会 午後4時14分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。